

**CONTENTS**

《米国》

■米国、テレマーケティングに対する規制を強化 ..... 2  
 2002年12月、米連邦取引委員会（FTC）は、テレマーケティングに関わる規則の最終改正案をまとめ、全国的なテレマーケティング受信拒否リスト制度を導入する計画を明らかにした。受信拒否リストの設置は、消費者からは圧倒的な支持を受ける一方、テレマ業界の激しい反発を招いている。

《米国》

■連邦通信委員会（FCC）、ビデオ・プログラミング市場に関する第9次年次報告書を発表 ..... 8  
 2002年12月31日、連邦通信委員会（FCC）は、「ビデオ・プログラミングの配信市場における競争状況の年次評価に関する第9次年次報告」を発表した。米国におけるビデオ番組の配給市場は多チャンネル化とともにそのメディアが多様化しつつある。同報告によると多チャンネル・ビデオ番組配信事業者（MVPD）市場はケーブルテレビが席捲しているが衛星放送、BSP、インターネット・ビデオ（テレビ）、VODなどを含め最近の市場動向について概観する。

《米国》

■FCC、ILECのアンバンドル義務（UNE提供義務）見直し裁定の採択を発表 ..... 15  
 連邦通信委員会（FCC）は、2003年2月20日、既存地域事業者（ILEC）のアンバンドリング義務見直しに関する裁定（Report, Order and FNPRM）（FCC03-36）（以下「triennial review order」という）の採択を発表した。これは一昨年（2001年）12月20日に発出された規則制定提案告示（NPRM）（FCC01-361）（以下「triennial review NPRM」という）に対応するものである。Michael K. Powell委員長が準備させた400頁超の裁定案は他委員の猛反対に遭って大修正を余儀なくされ、「委員長が裁決に敗れる」という、Alfred C. Sikes委員長以来約10年ぶりの椿事も起きた。修正箇所があまりに多いため、事務局が裁定本文を完成して発出するのは早くとも3月中旬以降になる見通し。以下本稿ではFCC報道発表等をもとに裁定の概要を速報する。

《米国》

■米国がENUMの推進へ ..... 20  
 ここ2、3年コンピュータの専門家を中心にDNSと電話番号を統合するENUMの実施に向けての動きが顕著にみられる。しかし多くの国の通信主管庁や通信事業者の間では、ENUMへの熱意はそれほど高いとはいえない面が見られる。そのような状況下で、最近米国のNTIAがENUMの実施について条件を示しつつ、その迅速な推進を期待する見解を国務省国際通信・情報政策担当大使への書簡の形で表明した。FCCも基本的にはこの見解に同調している。これを機会に米国で官民協調のENUM体制ができれば、世界的に大きなENUM化の胎動が起こるかもしれない。

《英国》

■英国携帯着信料に対する競争委員会（CC）の裁定 ..... 24  
 OFTELは、「携帯電話への通話料」に係る問題を、紛争処理機関である競争委員会に審査を付託していたが、同競争委員会の裁定を受け、英国内の大手携帯電話会社4社に対し、着信料の引下げを勧告した。これまでの経緯とCCの裁定内容を概観する。

《ドイツ》

■ドイツにおける3Gの動向 ..... 30  
 免許条件により2003年末に人口の25%への提供を義務付けられているドイツの3G免許保有者のサービス開始への取り組みとともに、GPRSにより提供されているMMSの現状をあわせて紹介する。

《スリランカ》

■スリランカの国際通信市場が開放 ..... 36  
 スリランカ政府は2003年1月下旬、同国の国際通信市場を事業者数無制限で開放すると表明した。2月下旬に約30社が関心表明、3月3日、21社に対して免許が発給された。本件の周辺を概観するとともに、2002年9月に提出された新国家通信政策の概要を紹介する。



## 米国

### 米国、テレマーケティングに対する規制を強化

2002年12月、米連邦取引委員会（FTC）は、テレマーケティングに関わる規則の最終改正案をまとめ、全国的なテレマーケティング受信拒否リスト制度を導入する計画を明らかにした。受信拒否リストの設置は、消費者からは圧倒的な支持を受ける一方、テレマ業界の激しい反発を招いている。

米連邦取引委員会（FTC: Federal Trade Commission）は、2002年1月、電話による勧誘販売、いわゆるテレマーケティングを規制する「テレマーケティング販売規則」（Telemarketing Sales Rule<sup>(注1)</sup>）の見直しを提案する規則制定提案告示（NPRM: Notice of Proposed Rulemaking）を発出した。2002年12月に発表された最終改正案は、テレマーケティング受信拒否者の電話番号リスト導入を柱に、消費者の保護に一層の重点を置いたものとなっている。

#### ■ 見直しの背景

1994年8月に成立した「テレマーケティング法」（Telemarketing Consumer Fraud and Abuse Prevention Act<sup>(注2)</sup>）を受けて、FTCは、関連規則の制定に着手し、1995年12月、「テレマーケティング販売規則」（以下、TSR）が発効した。同規則では、主に次のような内容を定めている。

- ・ テレマ業者は、顧客（応答者）に対して、販売業者、販売する商品・サービス、料金等について、速やかにかつ正確な情報開示を行うこと
- ・ 夜間・早朝（午後9時～午前8時）のテレマーケティング禁止
- ・ テレマーケティングを希望しない旨の意思表示をした顧客への電話の禁止
- ・ 顧客の承認なしに課金手続きを行うことの禁止

その後、テレマーケティング市場の発展に伴い、顧客データの収集、潜在顧客の新規開拓などに関わる技術が高度化し、消費者のプライバシーを侵害する危険性が高まっていること、新たな不正テレマーケティングや請求の手口に対して、消費者からの苦情・問い合わせが増加しつつあることなどから、FTCは、市場の変化に沿ったTSRの改正に踏み切ることとした。また、FTCは、反テロ対策として2001年10月に成立したThe USA PATRIOT Act of 2001<sup>(注3)</sup>により、TSRの適用範囲、不正及び詐欺的テレマーケティング行為の定義などを見直す必要が生じたとも述べている。

(注1)

16 CFR Part 310 Telemarketing Sales Rule

(注2)

15 USC 6101-6108 Telemarketing Consumer Fraud and Abuse Prevention

(注3)

Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act: 2001年9月11日の全米同時多発テロを受けて成立。テロの取り締まりを目的に、電話の盗聴やインターネット利用の監視についての捜査当局の権限を大幅に強化するもの。



KDDI RESEARCH

## ■ テレマーケティング規則改正案の概要

### (1) 全国的な受信拒否リストの導入

FTCは、電話による勧誘販売を希望しない家庭の電話番号リスト（National Do-not-call List）を全米で一元的に管理し、テレマ事業者は、リストに掲載されている電話番号へのテレマーケティングを禁じられるとともに、少なくとも3カ月毎にリストにアクセスして、受信拒否者情報の確認・更新を行うよう義務付けられる。違反したテレマ業者には、1回につき最高11,000ドルの罰金が科せられる。

一般利用者（住宅加入者）からリストへの登録は無料で、FTCのウェブサイトまたはフリーダイヤルを通じて可能となり、利用者が登録を取り消すか、電話番号を変更しない限り、リストは5年間有効とされる。

受信拒否リストの対象外となるケースとして、次が挙げられているが、いずれの場合も、個々の顧客からテレマ拒否の要望があった場合は、テレマ業者はそれを遵守する義務がある。

- ・ テレマ業者と顧客の間にビジネスの関係が成り立っていると考えられる場合。  
具体的には、顧客が商品・サービス等を購入、リース、レンタルしてから18ヶ月以内、顧客が商品・サービス等に関する問い合わせを行ってから3ヶ月以内は、テレマーケティングを続けることが認められる。
- ・ 受信拒否リストに登録した顧客であっても、特定の会社からのテレマーケティングのみ受信を希望し、その旨当該会社に書面により通知した場合
- ・ 慈善寄付の勧誘<sup>(注4)</sup>、政治団体による政治資金調達、選挙活動など

テレマ受信拒否リスト制度は、既に多くの州で導入されているが（表1参照）、FTCは、これら各州のリストとの整合性・互換性についてさらに検討を続ける考えである。また、各テレマ業者が独自で管理している受信拒否リストについても、顧客の意思を尊重するため引き続き管理・遵守することとされている。

■表1：テレマ受信拒否リストの州別導入状況

導入状況		州
導入済み	州独自のリスト	アラバマ、アラスカ、アーカンソー、コロラド、フロリダ、ジョージア、アイダホ、インディアナ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、ミネソタ、ミズーリ、ニューヨーク、オクラホマ、オレゴン、テネシー、テキサス、ウィスコンシン
	TPSリスト*	コネティカット、メイン、ペンシルヴァニア、ヴァーモント、ワイオミング
導入準備中		カリフォルニア（2003.4.1）、イリノイ（2003.7.1）、マサチューセッツ（2003.4.1）、
導入について議会で審議中		アリゾナ、アイオワ、ミシガン、メリーランド、ニュージャージー、ヴァージニア、ワシントンなど

（出典）全米ダイレクト・マーケティング協会、FCC他

\*Telephone Preference Service (TPS)：全米ダイレクト・マーケティング協会が管理している受信拒否リスト

（注4）  
慈善寄付勧誘は、これまで規制対象外であったが、改正案により、営利目的のテレマ業者による慈善寄付勧誘はTSRでカバーされることとなった。





(注5)

例えば、正式購入の前に無料試用期間を設け、顧客がキャンセル通知をしなれば、試用期間終了後、テレマ業者が事前に入手していた顧客の請求情報に基づいて自動的に課金されるといった場合など。(注6)

15 USC § 45 Unfair methods of competition unlawful; prevention by Commission

(注6)

15 USC § 45 Unfair methods of competition unlawful; prevention by Commission

(注7)

47 USC § 227 Restrictions on the Use of Telephone Equipment: 1991年12月に成立。自動ダイヤル装置の使用制限、加入者が要請・了承していないファックス広告送付の禁止などを規定するとともに、FCCに対して、住宅電話加入者のプライバシーを保護するための規則を制定するよう義務付けている。

(注8)

47 CFR Chapter I Subpart L Restriction on Telephone Solicitation § 64.1200 ? 64.1201

(注9)

特にFCCは、移動体市場の急速な発展により、不要なテレマ通話やメッセージについても、着信料を支払わなければならない携帯電話利用者が増えていることを問題点の1つとして指摘している。



KDDI RESEARCH

## (2) 自動ダイヤル装置に関する規制

テレマ業者の多くは、効率化を図るため、自動ダイヤル装置を用いてテレマーケティングを行っている。その場合、顧客が応答しても、テレマーカーに空きがないとそのまま回線が放置され、電話は保留、または切断されることが多く、消費者からの苦情が増加している。

改正案では、呼の放置率(1日当たり3%以下)、呼び出し音の長さ・回数(15秒以上、または4回以上)、テレマーカーが2秒以内に応答できない場合は録音メッセージを流す、など自動ダイヤル装置の利用についてより厳密に規定し、テレマ業者に遵守を義務付けている。

## (3) 不正な請求に対する取り締まりの強化

顧客が同意していないのに料金が請求されたり、テレマ業者が顧客以外から請求情報(クレジットカード番号、口座番号等)を入手するケースが問題となっている。改正案では、書面による場合、口頭による場合、特殊なテレマ商法(注5)の場合などの「明確な意思表示」のあり方について具体的に規定し、それを満たさない場合は、テレマ業者が請求手続きを開始することのないよう義務付けている。また、テレマ業者が、暗号化されていない顧客の請求情報を送受信したり、売買することも禁じられる。

## (4) 発信者電話番号通知の義務付け

発信者電話番号を意図的に非通知にするテレマ業者も増えていることから、テレマ業者に発信者電話番号の通知(Caller ID)、技術的に可能であれば発信者名の通知を義務付ける。テレマ業者は、自身の番号・企業名に代わって、代行している販売者の名称、カスタマーサービス部門の電話番号を通知することも認められる。

なお、FTCの管轄外となる電気通信事業者、航空会社、銀行、保険会社など(注6)は、引き続きTSRの対象とはなっていないが、これらの企業から委託を受けたテレマ業者は、規則を遵守することが義務付けられる。

## ■ FCCの動き、通信事業者の反応

米連邦通信委員会(FCC: Federal Communications Commission)は、2002年9月、Telephone Consumer Protection Act of 1991(TCPA)(注7)に基づくテレマーケティング関連規則(注8)の見直しを提案するNPRMを発出した。FCCは、FTC同様に、市場環境の変化(注9)に合わせて、テレマーケティングを規制するルールを再構築すべきかについて、広く関係者のコメントを求めた。中でも、全国統一の受信拒否リスト導入の可否、リストを導入する場合は、FTCおよび各州の制度との整合性、通信事業者を含め、FTCの管轄外となる業種の取り扱い、などの問題について十分な検討が必要としている。また、FCCでは、1992年の規則制定当時、全国統一の受信拒否リスト導入を見送ったが、その理由については以下のとおり説明している。

・ リスト運営に関わるコスト及びリスト維持管理の問題。FCCの統計による



と、毎年、加入者の約5分の1が電話番号を変更するため、リストの更新を頻繁に行う必要がある。

- ・ 消費者のプライバシー、テレマ業者の独自情報を保護するため
- ・ 中小のテレマ業者の場合、リスト閲覧費用を消費者に転嫁する恐れがある。
- ・ テレマ業者が独自に構築・管理する受信拒否リストにより、消費者の意思は尊重されるとの判断

2003年1月末の締切りまでに約6,300通のコメントがFCCに寄せられており、FCCでは、FTCによるTSR改正の進捗を見ながら、さらに検討を続ける考えである。

受信拒否リスト制度に対する通信事業者の反応も一様ではない。Verizon、AT&T Wirelessは、一貫性のない州毎の受信拒否リストより、全国統一リスト単独の方がテレマ業者にとっても管理が容易であるとしており、通信事業者も受信拒否リストの対象とすべき、と導入に賛成している。一方、BellSouth、SBC、Questらは、消費者保護の立場からはリスト設置に理解を示すものの、全国統一リストを作成する基準やFTCの管轄権の問題が明らかになっていないなどとして、全国リスト導入に反対する立場をとっている。中でも、WorldComは、受信拒否リスト制度のない州の方が同社の市場浸透率は60%も高いとのデータを示し、テレマーケティングによって得られる情報を失う方が消費者にとって不利益であり、競争市場にテレマーケティングは不可欠と強く主張している。

## ■ テレマーケティング業界の反発

2003年1月末、業界団体の全米ダイレクト・マーケティング協会（DMA: Direct Marketing Association）はテレマ業者数社とともに、FTCによる受信拒否リスト制度導入を阻止すべく、オクラホマ・シティ連邦地方裁判所にFTCを提訴した。

DMAは、一元的な受信拒否リスト制度そのものについては、消費者の立場からは歓迎すべきものであり、また、テレマ業者にとっても、リスト管理が一元化出来る、購入の意思のない顧客への電話を減らすことにより業務効率アップにつながるなど、有効性を認めている。しかし、それを導入する権限がFTCにはないこと、FTCの管轄外となる業種があるため、リストの効果が十分とはいえないことなどを挙げ、FCCによる関連規則見直しの結果を待つべきである、と主張している。

また、すでに多くの州で導入されている受信拒否リスト制度およびDMAが自主的に設置している全国的なリスト（TPS: Telephone Preference Service）<sup>（注10）</sup>によって、消費者保護は十分に果たされているとし、過度の規制は、テレマ産業の発展を阻むのみならず、消費者の利益を損なうものだとして強く反発している。

（注10）

DMAが1985年から導入した受信拒否リスト制度。DMAメンバーはリストの遵守義務があり、非メンバーは、遵守を義務付けられていないが、リストを購入することができる。DMAによると、リストには現在約750万件の登録がある。

日本でも、社団法人日本テレマーケティング協会により、2001年9月から「迷惑セールス電話拒否サービス（TPS）制度」が導入されており、勧誘電話を希望しない消費者（住宅電話加入者）は、同協会に登録申請を行えば、TPS実施企業・機関からの勧誘電話をストップすることができる。この制度は、2003年度から本格実施が予定されているとのことである。



KDDI RESEARCH



●米国

■ 今後の見通し

2003年2月には、FTCに対して、受信拒否リストの導入に関わる費用（2003～2007年で1600万ドル）をテレマ業者から徴収する権限を認める法案が下院で可決された。またその中で、FCCに対して、現在進めている関連規則の見直しについて、本法成立後180日以内に結論を出すこと、FCCとFTCは互いに連携し、それぞれのテレマーケティング関連規則の整合性を図ることなどを要求している。

政府および議会も、FTCによる規則改正を後押ししており、順調に進めば、2003年夏頃には、FTCによる全米統一の受信拒否リストがスタートすると見られている。

しかし、DMAの訴えにあるFTCの権限については、疑問視する向きもあり、また、各州やテレマ業者が独自に管理している受信拒否リスト、DMAが管理するTPS制度との整合性、FCCとFCCがどのように連携を図っていくかといった運用面での課題を含め、これから更に議論されるべき点も多いと考えられている。

■表2：テレマーケティング受信拒否リスト導入スケジュール

時期	内容
① 2002年12月	FTC、受信拒否リストの導入を含むテレマ規則の最終改正案を発表
② 2003年2Q（見込）	議会による規則改正案の承認、予算獲得
③ ②から4ヶ月以内	利用者からの受信拒否リストへの登録受付開始（インターネット、フリーダイヤル）
④ ③から2ヵ月後	テレマ業者が受信拒否リストへのアクセスを開始
⑤ ④から1ヵ月後	受信拒否リストの遵守を義務付け。違反者には罰則が科せられる。

（出典）FTC他

■表3：州による受信拒否リスト制度の違い（抜粋）

項目	州
受信拒否リスト登録者数	ミズーリ（2002.7導入）：100万加入以上 インディアナ：100万加入以上 ニューヨーク：200万加入
利用者による受信拒否リストへの登録料	無料：コネティカット、インディアナ、ミズーリ、テネシー 有料：ジョージア（5\$/2年）、テキサス（2.25\$/3年）、アーカンソー（5\$/年）、フロリダ（初年度10\$、更新5\$/年） アイダホ（登録時10\$/3年、更新5\$/3年） オレゴン（初年度6.5\$、更新3\$/年）
テレマ業者のリスト閲覧費用	オレゴン：120\$/年、ミズーリ：600\$/年、ジョージア：10\$/年 ニューヨーク：800\$/年
テレマ業者が違反した場合の罰金	カリフォルニア：初回500\$、二回目以降1,000\$ ジョージア：2,000\$、ニューヨーク：5,000\$、オレゴン：25,000\$

（出典）FCC、各州ホームページ他



KDDI RESEARCH

 COMMENT

FTCによると、同委員会には、全米受信拒否リスト制度の導入について約6万通ものコメントが寄せられ、その大半がリストの導入を支持しているという。また、電話会社もルールの対象とすべきとの意見が多数を占めている模様であるが、これについて、FCCは今のところ、明確な立場を明らかにしていない。議論が長引けば、規則改正そのものが停滞してしまう恐れがあることから、FTCは、電話会社を抜きにしても、早急に受信拒否リストの運営を開始することを目論んでいる。

全米ダイレクト・マーケティング協会やFCCの推計によると、全米のテレマーケティング産業従事者は400万人以上、テレマーケティングによる年間売上は6,000億ドルにも達し、ダイレクト・マーケティング売上全体の約35%を占めるとされる。長距離電話料金の値下がり、自動ダイヤル装置の導入などにより、テレマーケティングは、過去10年で一大産業へと発展を遂げたが、それにつれて、消費者からの苦情も、年々増加する傾向にある。

消費者の立場からは、歓迎すべき点の多い規則改正であり、不正なテレマ業者・行為の取り締まりは、徹底されるべきであるが、一方で、WorldComやDMAが主張するように、テレマーケティングによって商品・サービスに関する詳しい知識が与えられるなどプラスの側面があることも事実である。テレマーケティング産業の発展、消費者の利益、そして個人のプライバシー保護の間でバランスをとりながらの舵取りが、FTC、FCCともに求められている。

(山條 朋子)

<出典・参考文献>

FTC: Notice of Proposed Rulemaking to amend the FTC's Telemarketing Sales Rule, 16 CFR Part 310 (2002.1.22)

FTCプレスリリース (2002.12.18他)、FTCホームページ ([www.ftc.gov](http://www.ftc.gov))

FCC 02-250: Notice of Proposed Rulemaking and Memorandum Opinion and Order, in the matter of Rules and Regulations Implementing the Telephone Consumer Protection Act of 1991 (2002.9.12採択、2002.9.18発出)

Telecommunications Reports (2003.1.1、2003.1.15他)

Direct Marketing Associationホームページ ([www.the-dma.org](http://www.the-dma.org))

社団法人日本テレマーケティング協会ホームページ ([www.jtasite.or.jp](http://www.jtasite.or.jp))



KDDI RESEARCH



## 米国

### 連邦通信委員会 (FCC)、ビデオ・プログラミング市場に関する第9次年次報告書を発表

2002年12月31日、連邦通信委員会 (FCC) は、「ビデオ・プログラミングの配信市場における競争状況の年次評価に関する第9次年次報告」を発表した。米国におけるビデオ番組の配給市場は多チャンネル化とともにそのメディアが多様化しつつある。同報告によると多チャンネル・ビデオ番組配信事業者 (MVPD) 市場はケーブルテレビが席捲しているが衛星放送、BSP、インターネット・ビデオ (テレビ)、VODなどを含め最近の市場動向について概観する。

#### 1. 米国ビデオ番組配給市場概況

米国におけるビデオ・プログラミング (ビデオ番組/映像番組) の配給/配信市場は、地上波テレビ放送市場、多チャンネル・ビデオ番組配信事業者 (MVPD: Multichannel Video Programming Distributors) 市場およびその他の既存および潜在的な技術的配信市場に大きく分類される。米国の2002年6月現在のTV世帯数は約1億540万世帯である。MVPDのシステムには、ケーブルテレビ、衛星放送のDBS (Direct Broadcasting Satellite)、HSD (Home Sattelite Dishes)、MMDS (Multichannel Multipoint Distribution Service) の周波数帯 (2GHz帯) を使用した無線ケーブル、プライベート・ケーブル・システムであるSMATV (Satellite Master Antenna Television) およびオープン・ビデオ・システム (OVS: Open Video System) がある<sup>(注11)</sup>。同年月におけるMVPDの総加入世帯数は、8,989万世帯で前年同月から2.3%純増し、年々増加傾向にある。MVPD市場の中でも特にケーブルテレビが76.5% (6,880万加入) を占め、依然支配的な配信手段となっているが前年同月比で0.4%増で微増であり頭打ちになりつつある。なお消費者物価指数 (Consumer Price Index) の上昇率 (1.1%) に応じて値上げされることになっているケーブルテレビの料金は1年間で6.3%上昇した。

一方、MVPDで最近増加率が高いのが衛星放送などの非ケーブル系で2002年6月現在、2,110万加入であり、前年同月の1,930万加入に比して9.3%増となっている。そして非ケーブル系のなかで、特に増加が著しいのが直接放送衛星 (DBS) であり、以前ケーブルに加入していたユーザやMVPDに一切加入していなかった消費者がDBSを利用し始めたことが一因と考えられる。また、1999年衛星家庭視聴者改善法 (SHVIA: Satellite Home Viewer Improvement Act of 1999) により規制当局がDBS事業者にもローカル局の配信を承認したこともDBSの成長要因になっていると考えられる。MVPD総加入者に占めるDBSの構成比は20.3%であり、2001年6月、1,607万世帯加入であったのが2002年6月、1,824万加入となって224万純増 (13.6%増) している。このような成長の原因としてはハードウェアの低廉化、設置工事の値引きや無

(注11)

DBSは、直接公衆によって受信されることを目的とした信号を送出する高出力の衛星である。受信信号は小さな地球局や家庭、ビルに据付けられたパラボラアンテナ (通常18インチサイズのピザサイズ) で受信される。FCCが免許したDBSサービス事業者にはDirecTV、EchoStar (商標DISH Network)、Dominion Video Satellite, Inc (商標Sky Angel) およびCablevision's Rainbowの4社がある。HSDは、衛星放送のなかでも低出力の衛星 (C-バンド) で受信に大型のパラボラアンテナを使用する。SMATVは、プライベート・ケーブル・サービスで主に都市部のホテル、寮等の集合住宅 (MDU) やマルチ・テナントビル (MTU) を対象にした共同受信システムであり公道の線路敷設権を使用しないため、伝統的なケーブル事業者に係る電気通信法第621条のフランチャイズの責務が課せられない。フランチャイズ料金支払い、料金規制、マストキャリア規制なども対象外となる。SMATV事業者は、アナログアンテナとDBSシステムを結合してサービスの充実を図っている。



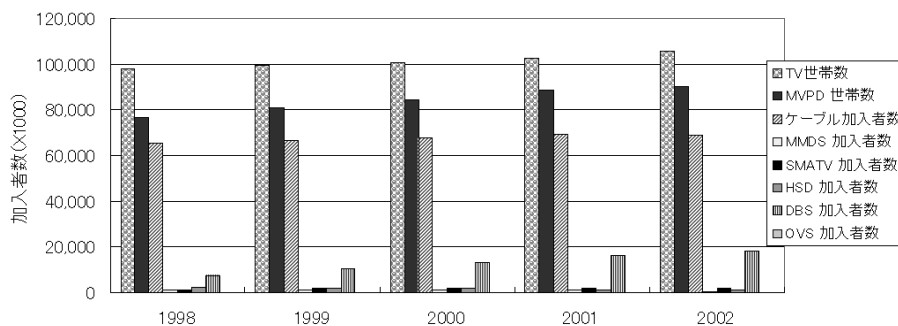
KDDI RESEARCH



料化、アグレッシブな番組営業と分析されており、ケーブルテレビに対する最大の競争メディアとなっている。

一方番組パッケージを実際購入（視聴）しているHSDユーザは前年の100万加入から70万加入へと30%減少し、ワイヤレス・ケーブルテレビとして知られるMMDS加入者も49万加入と前年より30%減少し、凋落傾向がここ数年進んでいる。その他SMATVおよびOVSのここ1年間ほとんど加入世帯数に変化はみられない。

■図1 TVおよびMVPDの類型別加入世帯数の推移



■表1: 米国における競合技術の市場規模とその推移

利用技術	1998年6月	1999年6月	2000年6月	2001年6月	2002年6月
(1) TV世帯数 前年比 (%)	98,000,000 1.03%	99,400,000 1.43%	100,801,720 1.41%	102,184,810 1.37%	105,444,320 3.19%
(2) MVPD 世帯数 <sup>(1)</sup> 前年比 TV世帯比率	76,634,200 4.06% 78.20%	80,882,411 5.54% 81.37%	84,423,717 4.38% 83.75%	88,310,074 4.60% 86.42%	89,890,641 1.79% 85.25%
(3) ケーブル加入者数 前年比 総MVPD比率	65,400,000 1.95% 85.34%	66,690,000 1.97% 82.45%	67,700,000 1.51% 80.19%	68,980,000 1.89% 78.11%	68,800,000 0.00% 76.54%
(4) MMDS加入者数 前年比 総MVPD比率	1,000,000 -9.09% 1.30%	821,000 -17.90% 1.02%	700,000 -14.74% 0.83%	700,000 0.0% 0.79%	490,000 -30.00% 0.55%
(5) SMATV 加入者数 前年比 総MVPD比率	940,000 -19.14% 1.23%	1,450,000 54.26% 1.79%	1,500,000 3.45% 1.78%	1,500,000 0.0% 1.70%	1,600,000 6.67% 1.78%
(6) HSD 加入者数 前年比 総MVPD比率	2,028,200 -7.15% 2.65%	1,783,411 -12.07% 2.20%	1,476,717 -17.20% 1.75%	1,000,074 -32.28% 1.13%	700,641 -29.94% 0.78%
(7) DBS 加入者数 前年比 総MVPD比率	7,200,000 42.66% 9.40%	10,078,000 39.97% 12.46%	12,987,000 28.86% 15.38%	16,070,000 23.74% 18.20%	18,240,000 13.66% 20.29%
(8) OVS加入者数 <sup>(2)</sup> 前年比 総MVPD比率	66,000 2100.00% 0.09%	60,000 -9.09% 0.07%	60,000 0.0% 0.07%	60,000 0.0% 0.07%	60,000 0.0% 0.07%

出典：FCC：「NINTH ANNUAL REPORT In the Matter of Annual Assessment of the Status of Competition in the Market for the Delivery of Video Programming」(Released: December 31, 2002)、  
「EIGHTH ANNUAL REPORT In the Matter of Annual Assessment of the Status of Competition in the Market for the Delivery of Video Programming」(Released: January 14, 2002)

(1) 実際の加入者数はこの数値より多少少ないと推定される。1世帯で複数のMVPDに加入している部分があるためであるが、その数値は少ないと推定される。

(2) OVSの1998年からの減少は、一部OVSシステムからフランチャイズされたケーブルシステムへ移行があったためである。





## 2. ビデオ配信市場の分野別にみる傾向と主な特徴

ビデオ番組の配給/配信市場における事業分野別の主な傾向と特徴として、MVPD主要事業者シェアの集中度、ケーブル事業者による最近のVideo-on-Demand (VOD)の取組み、そして新たな配信技術や参入事業者に係る主要なビデオ番組市場動向について述べる。

### ■ MVPDの上位シェア事業者

ケーブルテレビ事業者が引続き国内視聴者を対象とした多チャンネルビデオ番組の主要な購入者となっている。MVPD市場の総加入者の76.5%にケーブル事業者がビデオ番組のサービスを提供しているが、MVPDがMVPD市場のシェアを伸ばしつつある。例えば、MVPD市場におけるDirectTVのシェアは、2001年の11.38%から2002年には11.99% (1,077万加入者) に、EchoStarのシェアは、6.87%から8.3% (746万加入者) に増加している。家庭や集合住宅 (MDU) などに配信されるビデオ番組購入 (加入者数) の上位4社は、AT&T、Time Warner、DirecTVおよびComcastであり、4社の合計シェアは50.48%で、前年 (2001年) の51.64%より若干低下している。しかし、上位10社総計では2000年の83.9%に対し2001年は84.3%とわずかに増加した。FCCは、MVPD市場における集中度を比較評価するのにHHI (ハーフィンダール・ハーシュマン指数) を算出しているが、2002年6月現在、HHIは884であり、合併ガイドラインに基づく非集中という結論になる<sup>(注12)</sup>。算定に係る大手事業者の規模がより同等になってきたため、2001年のHHI値905より21ポイント低下している。

(注12)

HHIは、集中度の一つの指標であり対象市場における参入企業の各市場シェア (占有率) を2乗し合計することによって算出する。該当市場における企業規模の分布を考慮した集中度の一つの指標となっている。HHI値は、該当市場における企業数や企業規模における不均衡の度合いによって変わる。米国司法省と連邦取引委員会は、HHI値が1,000未満の市場は非集中とみなし、1,000~1,800はやや集中化、1,800以上は高度に集中化しているとしている。

### ケーブルテレビ水平/垂直規制の見直し

FCCは、ケーブルテレビジョンの「水平」および「垂直」の所有権に関する規制が2001年3月2日、コロムビア巡回控訴裁判所の「Time Warner Entertainment Co. L.P. v. FCC」法廷で棄却されたため、ケーブルテレビ所有権に関する規則制定提案告示 (2001年9月21日) を行うなど見直しを行っている。問題になっているのは、1つのケーブルテレビ企業がサービスを提供できる加入者数に制限を加えるように指示した「1992年ケーブルテレビ消費者保護・競争法」の条項をどのように実施するかにある。水平所有権規則では、ケーブルテレビ事業者は、多チャンネルビデオ番組配給業者 (MVPD) の全顧客のうち30%を超える顧客に対してサービスを提供することはできない。また、垂直規制では、1つのケーブルテレビシステム事業者のチャンネルでは系列下のコンテンツプロバイダの番組を提供チャンネルの40%を超えて提供することができない、としていた。すなわちケーブルテレビ統括会社の肥大化を抑えるFCCの規制について、統括会社の表現の自由を損なうという違憲判決が下された。

### ■ Video-on-Demand (VOD)

ケーブル事業者は、Video-on-Demand (VOD) サービスの提供やローカルなコンテ



ンツに重点をおいて取組んでおり、ケーブル事業者のシェア上位10社はVODの試行もしくは商用サービスを提供してきている。ケーブル事業者のヘッドエンドに設置されたVODのサーバーに対して加入者は家庭用VCR (Video Cassette Recorders) と同様な操作要領 (停止、戻り、前進など) で観たい番組 (ジャンルとタイトル) を通常24 時間リクエストできる。一部の事業者は、定額の月額料金でもってあらかじめ選定されたビデオ番組のライブラリーに無制限にアクセスを可能とするサービス (SVOD) に特化している。2005年までにVODの総収入は2億7,800万ドル~30億ドルになると予想されている。NCTA (National Cable and Telecommunications Association) は、ケーブルとDBSとの戦場がVODの舞台に移りつつあるが、ケーブル事業者はVODの提供にあたっては異なるアプローチで差別化してきている、とコメントしている。EchoStarは、NCTAの評価に同意を示すものの、ケーブルはフランチャイズ地域のサーバーにコンテンツをキャッシュ (格納) することができるため、衛星事業者はケーブルのVODと効率的には競争できないと述べている。また同社は、DBS事業者は衛星周波数の限られたバンド幅に依存しなければならないと苦言している。Comcastは、VODの進展は消費者に視聴選択の自由度を与え、デジタルサービスの需要を喚起すると述べている。

■表1：ケーブル事業者が提供するVODサービス

事業者	VODサービスの概要 (2002年6月現在)
Cox	Hanpton RoadおよびSan Diegoにて提供中。2002年8月からはSan Diegoにてスポンサー支援のVOD提供開始。2002年末までにホーム・パスの30%をVOD可能とする計画。
Comcast	320万以上の家庭をカバーする15の市場でサービスを開始済みで、2002年末までにホーム・パスの約50%に対してVODの利用を可能とする計画。新作は3.95ドル、ライブラリー・コンテンツは2.95ドルでプレミアム番組 (HBO、Shotime、Starz) の視聴に対して追加料金のないSVODを含む。
Charter	12の市場で提供中、約110万の顧客にVOD利用を可能にすべく2002年末までに更に9市場でも提供予定。約250のVODタイトル、SVODがあり、2003年1月からMag Rackを提供予定。新リリースものは3.99ドル、ライブラリー・コンテンツは2.99ドル、SVODは月額3.99ドルの料金体系。
AOL Time Warner	34区域のうちの32で開始した。少なくともその8市場をカバー。新リリース番組は3.95ドル、ライブラリー・コンテンツは1.95ドルを課金。HBO、Cinemax、ShotimeのSVODも提供。Movie Channelカタログは月6.95ドル。
AT&T	Los Angelesなど4つの主要市場で開始し、その2市場にてSVODの試行サービスを開始。
Cablevision	<ul style="list-style-type: none"> <li>同社のフランチャイズ地域の一部でi0 digitalサービスを介してVODを提供。i0 digitalの顧客の約26%が少なくともSVODの一つを契約。ビデオ・マガジンの形態のスペシャルなコンテンツを提供するMag Rackと呼ばれるVODを2001年9月に提供開始した。"video magazine rack"の各セクションは、興味ある特定分野の詳細情報や専門家のアドバイスを提供。2002年6月現在27のビデオ・マガジンを提供中であるが2002年末までに35~40に拡張予定。</li> <li>月あたり700以上のタイトル、30時間分の子供向け番組や映画、ケーブル番組のアンコールもの、レスリングやクラシック・スポーツ試合、約300時間のITVクリップなどがある。</li> <li>料金は、新作が4.95ドル、ライブラリーは2.95ドル、SVODは月額4.95ドルでプレミアムチャンネルは別に必要。</li> </ul>
Insight	10市場にてVODを展開中。22万5,000のケーブル加入者がVOD番組を購入可能。料金は、新作が3.99ドル、ライブラリーが2.99ドル、子供向け無制限番組パッケージが9.99ドル。

【FCCの第9次報告書をもとにKDDI総研で編集作成】





## ●米国

(注13)

電気通信法第651条にて、地域通信事業者(LEC)は次の4つの形態にてビデオ番組サービスの提供が認められている。1) 無線通信により加入者に番組提供(同法第III編「無線通信」)、2) 公衆通信ベースで番組送信(同法第II編「公衆通信事業者」)、3) ケーブルシステムとして番組提供(同法第II編「ケーブル通信」)、4) OVS(Open Video Service)による番組提供、の4方法である。OVSは、一口でいえば電話回線を使用してビデオ番組を提供するシステムであり、OVS事業者はそのチャンネルの一部について競合他者に自社の放送施設や番組を非差別的に開放する責務がある。

(注14)

“Broadband Service Provider(BSP)”は、提供しているサービスの幅をPRするために新規参入者自らが使用してきている用語であって、ブロードバンド・サービスと関係があるFCCの政策や事案に係るいかなるものも意味したものではない。通常、これらのサービスはバンドルあるいは個別に購入できる。2001年10月、13社にてBroadband Service Providers Association(BSPA)という業界団体も設立されている。一方、FCCは、“broadband provider”という用語を、“単一のネットワーク上でビデオ、音声、データのサービスを提供する最新技術の設備ベースなネットワークを構築する新しい企業(事業者)”と定義してきている。



KDDI RESEARCH

### ■ インターネット・ビデオ(テレビ)

ビデオ番組もインターネットを介して提供されてきている。1億4,280万人(2001年末、ITU統計)のインターネットユーザ数を擁する米国の家庭では2002年6月現在、5,400万人(前年同月5,000万人)がインターネット・ビデオ(テレビ)にオンライン・アクセスしていると推定されている。さらに2002年7月現在これらのアクセスユーザの51%が一度はビデオもしくはオーディオにアクセスしてきており、23%は過去1月間にそれらにアクセスしている。現在最も多いビデオ番組(コンテンツ)は、スポーツおよびニュース番組であり、その他コメディ、ドラマ、情報などが視聴できる。ビデオ(映像)は、コンピュータのハードディスクにダウンロードしてから視聴する形態とストリーミングとして知られるようにリアルタイムで視聴する形態がある。FCCは、放送品質並みのストリーミング・ビデオサービスには最低でも300Kbpsは必要と考え、ブロードバンド加入者が1,400万加入(2002年6月)をやっと超えた状況と高速インターネットアクセスの普及が遅延としていることに懸念を示している。また現在多くのインターネットのビデオ・コンテンツはdial-upユーザのダウンロードに対応するべく意図的に画質を低下させて提供されてきている面もある。

### ■ 地域通信事業者とビデオ番組配信

1984年ケーブル・コミュニケーションズ政策法は、電話会社に自社のサービス地域でビデオ番組を提供することを禁じたが、規制緩和と競争促進に力を注いだ1996年電気通信法は電気通信、ケーブル(CATV)のそれぞれの分野で規制を緩和・撤廃するだけでなく業種間の垣根を取り払い、相互参入を可能とした。これにより地域通信事業者(LEC)や新しく放送事業を展開したい事業者はビデオ番組配信サービス(OVSなど)<sup>(注13)</sup>を提供することが可能となり、一方ケーブル事業者はローカル電話サービスに相互参入することで競争の進展が期待されていたが、現在大手ILECは、伝統的なケーブルサービス事業から撤退し、再販売されたDBSを含めたバンドル化した電気通信サービスを提供している。唯一BellSouthが一部のオーバビルド・ケーブル・システム(overbuild cable system)を運用している。45の小規模なLECがVDSLでビデオおよびデータサービスを提供し、約10万8,000のビデオ・サービス加入者がいる。Qwest Communications Internationalは、VDSLによるビデオ、高速インターネットおよび電話サービスをOmaha, Nebraska, Phoenix, ArizonaおよびBoulder/Highland Ranch, Coloradoにて提供している。

### ■ ブロードバンド・サービス・プロバイダー(BSP)

最新技術を導入することによりケーブルサービスと競合してビデオ、音声および高速インターネットをバンドル化して提供するBSP(Broadband Service Provider)<sup>(注14)</sup>が出現してきている。BSP事業者は、適度な人口構成をもつ地域コミュニティに最新技術のシステムを構築してバンドル・サービスを提供することにより加入者あたりの収入増を図るとともにチャーンを減少させ、過去にみられたオーバビルド・ケーブル・システム構築の問題を克服すべく取組んでいる。BSPの最大手はRCNで約50万6,700のビデオ加入者(2002年6月)を擁し、MVPD市場全体では第13位である。2001年7月から2002年6月までの事業年において収入は22%増加し、サービス販売可能な世帯数は8%増加し150万世帯まで拡大している。ネットワーク接続回数

も22%増加して約100万となった。同社は、Philadelphiaのサービス地域にてVOD (video on demand) も提供している。次いでWideOpenWest (WOW) が31万3,000加入者で、MVPD市場で第15位である。Colorado、Indiana、Illinois、MichiganおよびOhio州における107のコミュニティにてサービス提供している。Knologyが12万加入者で、MVPD市場で第28番目の順で続いている。BSPAに加盟している会員企業全体では100万以上のBSP加入者がいる。

#### ■ 電力・ガスの公益事業者の取組み

電力やガスの公益事業者は、公道などの線路敷設権、既存の電気通信施設、そして顧客関係をベースにMVPD市場へ参入する潜在的な存在であるといえる。一部の公益事業者はMVPDを含めてベンチャー事業に積極的なものもあるが、電気通信市場やケーブル市場で良く知られた競争事業者までには育っていない。公益事業者は広く点在した形態でMVPD市場に参入するものと予想されている。つまりケーブル事業者や電話会社が一連の高度電気通信サービス提供を好まない、あるいは不可能な過疎地域において最も有利となると考えられている。

一部の公益事業者は自前あるいはジョイントベンチャーでシステム構築している。例えばStarpowerは、RCNとPotomac電力会社 (PEPCO) とのジョイベンでWashington, D.C., にてケーブル、電話およびデータの競争的なサービスを約2万4,000の顧客に提供している。その他Siegecomがビデオ、音声、データをバンドルしたサービスをEvansvilleおよびNewburg, Indianaで、Seren InnovationsがSt. Cloud, MinnesotaおよびContra Costa County, Californiaで同様なサービスを提供している。米国公益電力協会 (APPA : American Public Power Association) が2001年末に会員企業を対象に実施した調査結果によると、450の公益電力システムがブロードバンドサービスに類するサービスを提供し、そのうち91がビデオサービス、59がケーブルモデムサービスそして29が地域電話サービスを提供している。

以上、米国のビデオ配信におけるMVPD市場についてはケーブルテレビが席捲しているものの衛星放送など非ケーブル系市場との競争がますます進展していくものと思われる。しかしMVPD以外のビデオ配給/配信市場については有線、無線を含む通信系システムにおけるそのシェアは極めて小さくブロードバンド・サービスにおけるビデオ配信市場はまだ成長の緒についた段階といえる。

#### COMMENT

96年米国電気通信法は、地域通信、長距離通信間の垣根を撤廃するとともに通信、CATV、放送の分野内における規制緩和と競争促進を大きな目的として制定された。しかしビデオ番組配信市場からみると放送業界と通信業界の垣根は依然として高い。デジタル技術の革新とともに固定通信、モバイルともブロードバンド化が進展しつつあるとはいうもののそのコンテンツ流通をみるとことビデオ番組に関しては放送系に比してほど遠い。一方で米国のケーブル統括運営会社 (MSO) はケーブルシステムのデジタル化により、Video-on-demandのみならず高精細テレビジョン (HDTV)、IP電話などのサービスの高度化を進めており、サービスのバンドル化を含め一層差別化を図っていくものと思われる。地上波テレビのデジタル化や双





## ●米国

方向化も話題にはなっているが、遅遅として進展していない。インターネットのISPは映像配信を円滑にするためのCDN (Contents Delivery Network) の導入が課題となろう。ビデオ番組の配給および開放 (オープン化) に関するルールの課題もある。衛星を介して配信される番組の販売において、垂直統合した番組提供者に対し、系列・関係のないMVPDを支配して資本等の関係のあるビデオ配信事業者により有利な計らいをすることを禁じたFCCの番組アクセス規則がある。この規則は、ケーブル事業者およびその事業者と関連のある番組制作者に適用され、衛星経由のビデオ番組を任意のMVPDに提供させるものである。この規則は、衛星およびケーブルの番組制作者に帰属する利害をもついかなるケーブル事業者に対して、衛星配信番組の販売や配信に関し料金や条件を含めて番組制作者が決定することに不適切な影響を及ぼすことを禁止するものである。このFCCルールを2007年10月まで延期有効とする決定が昨年6月に行われた。しかし、この規則が衛星で配信される番組を対象とし、陸上で配信される番組は対象外となっているため、BSP事業者にとっては、ビデオ番組の調達上大きな問題になっている。例えばケーブル事業者がクラスタリングにより効率的に光ファイバーでビデオ番組を提供するとこの規則の対象外となる。このためケーブルの競合事業者であるBSPA、DirecTV、EchoStarはこの規則を陸上で配信番組をも対象にすべき旨提案してきている。

以上のような背景もあって米国では総じてケーブルテレビのデジタル化やサービスのバンドル化がビデオ番組配信をベースにしたブロードバンド・コンテンツ市場拡大の牽引役になっていくと思われる。

(鈴木 香)

### <文中の換算率>

1USドル=119.90円 (2003年2月20日付け 東京市場TTSレート)

### <出典・参考文献>

FCC 「NINTH ANNUAL REPORT In the Matter of Annual Assessment of the Status of Competition in the Market for the Delivery of Video Programming」 (FCC02-338, Released: December 31, 2002)

FCC 「EIGHTH ANNUAL REPORT In the Matter of Annual Assessment of the Status of Competition in the Market for the Delivery of Video Programming」 (FCC01-389, Released: January 14, 2002)

「Internet 8: Advertising vs. Subscription ? Which Streaming Model Will Win?」 (Arbitron/Edison Media Research)

「A new way to share video」 (Author/s: Matthew York, Issue: Jan, 2002)

National Cable and Telecommunications AssociationおよびSatellite Broadcasting & Communications AssociationのHP他



KDDI RESEARCH



## 米国

### FCC、ILECのアンバンドル義務（UNE提供義務）見直し裁定の採択を発表

連邦通信委員会（FCC）は、2003年2月20日、既存地域事業者（ILEC）のアンバンドリング義務見直しに関する裁定（Report, Order and FNPRM）（FCC03-36）（以下「triennial review order」という）の採択を発表した。これは一昨年（2001年）12月20日に発出された規則制定提案告示（NPRM）（FCC01-361）（以下「triennial review NPRM」という）に対応するものである。Michael K. Powell委員長が準備させた400頁超の裁定案は他委員の猛反対に遭って大修正を余儀なくされ、「委員長が裁決に敗れる」という、Alfred C. Sikes委員長以来約10年ぶりの椿事も起きた。

修正箇所があまりに多いため、事務局が裁定本文を完成して発出するのは早くとも3月中旬以降になる見通し。以下本稿ではFCC報道発表等をもとに裁定の概要を速報する。

1996年2月に発効した1996年電気通信法（the Telecommunications Act of 1996）はその第251条（47 U.S.C. 251）（相互接続）（c）項で、市内競争促進策の目玉であるUNE<sup>（注15）</sup>の提供義務をすべての既存地域事業者（ILEC）<sup>（注16）</sup>に課し、これを受けた連邦通信委員会（FCC）は、700ページを超す第一次相互接続裁定（FCC96-325）を発表して連邦規則（C.F.R. : Code of Federal Regulation）第47編（電気通信）に第51部（相互接続）を追加し、第51.307条から第51.321条に至る8ヶ条でUNEの詳細を定めた。

よく知られる通りこの第51部については制定後、数々の訴訟があり、FCCはこれまで、「市内競争導入」の事案番号（CC-Docket 96-98）を使って膨大な量の追加裁定や規則制定提案告示（NPRM : Notice of Proposed RuleMaking）を発出してきた。

中でもUNEは最も大きな争点となってきたものでUNEコンビネーションに関するFCC規則は法的に比較的不安定な状態にある。そこでFCCは、一昨年（2001年）12月20日、既存地域事業者（ILEC）のアンバンドリング義務見直しを提案する規則制定提案告示（NPRM）（FCC01-361）（以下「triennial review NPRM」<sup>（注17）</sup>という）を発出し、法的不安定を解消する規制の包括的見直しに着手した。

今回採択された裁定（Report, Order and FNPRM）（FCC03-36）（以下「triennial review order」という）は、2002年5月13日の連邦最高裁判決<sup>（注18）</sup>を踏まえ、当該NPRMでFCCが提起した問題に結論を出したものである。以下本稿では、FCCのプレスリリースに従い裁定のポイントを紹介する。

（注15）

UNE (Unbundled Network Element)  
既存地域事業者 (ILEC) の電気通信サービスの用に供される通信設備 (local exchange service / exchange access) を7つの機能に分類したもの。アンバンドルベース (バラバラに)、非差別的かつ自社に対するのと同じ条件で、また TELRIC 料金 (フォワードルッキングな長期増分費用の計算に基づく料金) により、他の事業者に提供することが ILEC に義務づけられている。

（注16）

既存地域事業者 (LEC)  
ベル系運用会社 (BOC : Bell Operating Company) とその他の従来からある地域電話会社を指す (1996年電気通信法第251条 (47 U.S.C. 251) (h) 項)。ベル系運用会社 (BOC : Bell Operating Company) とは、AT&T 修正同意判決 (AT&T consent decree 又は MFJ : Modification of Final Judgement) に基づく 1984年の分割によって AT&T から分離された地域電話会社を指す。1996年電気通信法は 20社の社名を具体的に挙げることで BOC を定義している (1934年通信法第3条 (47 U.S.C. 153) (4) 項)。MFJ は BOC を 7 グループに分けて其々を統括する地域持株会社 (RHC : Regional Holding Company) を置いたが、その後の RHC 間合併により現在は BellSouth、Qwest (旧 US West)、SBC (旧 South Western Bell、旧 Pacific Telesis 及び旧 Ameritech) 及び Verizon (旧 Bell Atlantic、旧 GTE) の 4 社 (4 グループ) にまで集約されている。RBOC (Regional Bell Operating Company) は RHC と同義であるが現在はこちらの方が用語として一般的である。また、BOC よりも実際の事業単位を示す RBOC が一般に呼称として使用されることが多い。

（注17）

triennial review NPRM  
当該 NPRM は相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) (パラ 151) に基づく「三年ごとの見直し (triennial review)」の一環と位置づけられるためこのように呼ばれる。FCC01-361 に対応する今回の裁定の呼称も従って「triennial review order」である。

（注18）

Verizon Communications Inc., et al, v. Federal Communications Commission et al (2002年5月13日)



KDDI RESEARCH



## 1. 「necessary and impair」基準の解釈再考

これは、triennial review NPRM (FCC01-361) の意見招請項目A. (「necessary and impair」基準の解釈再考) 及びC. (より具体的、個別的な法令の解釈 (granular approach)) で取り上げられた問題である。

特定タイプのILEC設備がUNEとして他事業者に開放されるべきか否かは1996年電気通信法第251条 (d) 項に基づく判断基準に従いFCCが判断している。今回の裁定はこの判断基準を次のように見直すとした。

(注19)

ファイバ／銅線のハイブリッドループ

所謂FTTC (fiber to the curb) と、SBCのProject Prontoのようなハイブリッドループ (光ファイバ+DSL) が含まれる。多くのCLECが、中小企業向けにT-1統合アクセスサービスを提供していることに配慮し、時分割多重 (TDM) ベースのサービスを提供するためであれば、引き続きこれらのループをUNEとして利用することが認められる (逆にいえばIP、DSL、ATMのようなパケットベースのサービスはUNE対象外となる)。また、後者のハイブリッドループに関しては、中継ポイントの設備スペースの開放が義務付けられている例等があるため (SBCの合併認可条件等)、現に当該ループを利用してDSLを含む広帯域サービスを利用している事業者 (CLEC) が存在する。これらの事業者も従来どおりの利用を認められる見通しである。

(注20)

ループの高周波成分のみから成るUNE (line sharing) 現に電話サービスに利用されている加入者線に高周波成分を重畳してDSLサービスを提供する方式は、米国ではポピュラーではない。我が国とは異なり回線新設にかかるユーザー負担が問題にならないほど低いためである。ループの高周波成分のみから成るUNE (line sharing) は特殊オプションとして1999年に設定されたが利用はさほど多くない模様。

### ■ 新しい「necessary and impair」基準

それが利用できない場合に市場参入を不経済 (uneconomic) にするような、運用的又は経済的な市場参入障壁を生み出し得るような設備を「necessary and impair」な設備と見なす。かかる障壁には、規模の経済、埋没コスト、先行者利益、ILECによる設備支配に由来する障壁などが含まれ得る。

新基準に関するプレスリリースの説明は曖昧だが、実質的には従来基準が踏襲された、と理解すべきではないかと思われる。ただし「先行者利益」「ILECによる設備支配に由来する障壁」が参入障壁の一つに挙げられたことは新しい方針が裁定に織り込まれることを示唆するのも知れない。

## 2. ブロードバンド関連

これは、triennial review NPRM (FCC01-361) の意見招請項目C. (より具体的、個別的な法令の解釈 (granular approach)) 及びD. (個別UNEの再考) において取り上げられた問題である。

今回の裁定でFCCは以下の設備をUNEの対象から外す方向とした。

- ① 光ファイバ加入者線 (FTTH)
- ② 光ファイバ／銅線のハイブリッドループ<sup>(注19)</sup>
- ③ ループの高周波成分のみから成るUNE<sup>(注20)</sup> (line sharing)

2002年5月24日の連邦連邦巡回 (控訴) 裁判所 (D.C.) 判決でFCCのline sharing規則が無効化されたため、その後③に関するFCCの新方針を巡り多くの報道がなされたが、②がUNE対象から外れたことによる影響の方が短期的又は中期的にはより実質的であろう。







### 3. UNEプラットフォーム (UNE-P)

これは、triennial review NPRM (FCC01-361) の意見招請項目C. (より具体的、個別的法令の解釈 (granular approach) ) 及びD. (個別UNEの再考) において取り上げられた問題である。

UNEプラットフォーム (UNE-P) は、2001年から2002年にかけて、AT&T、WorldCom等が市内電話市場に強い足場を築く上で多いに力となった制度である。RBOCは予めUNEプラットフォームの廃止と交換機能のUNEからの除外を求めて執拗なロビー活動を展開してきたが、triennial review order (FCC03-36) の採択で委員間の対立が最も先鋭化したのもこの問題であった。結果的には、Michael K. Powell委員長 (共和党) に反旗を翻したKevin J. Martin委員 (共和党) が、二名の民主党委員と共闘してUNEプラットフォーム廃止案を葬ることに成功した。

最終的な裁定では、FCC及び州規制当局が特定市場ごとにUNEプラットフォームの要否を審査し、両者が不要と判断した場合に限り、3年の移行期間を経て廃止することが許される (広帯域サービスユーザ (ビジネス) 向けUNEプラットフォームを除く)。懸案のEEL (Enhanced Extended Link) も廃止を免れ、スペシャルアクセス回線に流れるトラヒックとの混合を禁止した所謂「co-mingling」規則が撤廃されたことでCLECにとりむしる使い易い制度に変わる見通しである。

### 4. 州の役割再考

これは、triennial review NPRM (FCC01-361) の意見招請項目E. (州の役割再考) において取り上げられた問題である。

州規制当局は、FCC規則に定められた基準にのっとり独自のUNEを定めることが認められており、ここ数年は1996年電気通信法第271条に基づく長距離参入認可の条件としてRBOCの開放義務を強化する州が増えていた。今回の裁定でも州の役割は基本的に維持されたが、州の権限抑制を要望するRBOCに配慮してFCCは新たに州規制当局向けのガイドラインを設ける方向である。

### 5. 専用伝送

これは、triennial review NPRM (FCC01-361) の意見招請項目D. (個別UNEの再考) において取り上げられた問題である。

今回の裁定では、ダークファイバー、DS3 (約45Mbps) 等がUNEに残り、除外されたのは光ファイバー伝送だけに止まった。





## 6. 「pick and choose」規定の見直し

triennial review NPRM (FCC01-361) では触れられなかった「pick and choose」規定の再考について新たに提案 (FNPRM : Further NPRM) が発出された。

同規定は1996年電気通信法第252条 (i) 項に基づくもので、既存地域事業者 (ILEC) と接続協定を結ぶ際、既存の他社の協定から好ましい部分を自由に選んで取り込むことを競争的地域事業者 (CLEC) に許すものである (国際条約における最恵国待遇 (MFN) と似た考え方)。この規定についてもRBOCは撤廃を強く要望しているが、FCCとしては根幹に触れない見直しに止めたい考えのようである。

### COMMENT

コメント連邦通信委員会 (FCC) 委員は五人で構成され、大統領が指名し上院の承認を経て就任する。大統領は委員長を含む三名を自党派 (政党) から指名する。現職大統領は共和党なので、現在のFCC委員は共和党3名、民主党2名の構成である。ある案件で委員の意見が対立した場合に「裁決をとってその場で決める」か「一旦流して仕切らなす」かは委員長の裁量に属するので、今回のように委員長が裁決に敗れるのは非常に珍しい事態と言える。

triennial review NPRM (FCC01-361) は、FCC01-360 (ILECによる広帯域サービス提供に関する規則制定提案告示)、FCC02-42 (高速インターネットの普及に関する規則制定提案告示) 及びFCC02-77 (CATVによるインターネットサービスに関する宣言裁定・規則制定提案告示) 等とともに、第二次及び第三次コンピュータ裁定と1996年電気通信法後に導入された諸規則との関係を再整理し、異種プラットフォーム間の規制不均衡を調整する大掛かりな規制見直しの一環でもあった。triennial review order (FCC03-36) に続いて、FCC01-360、FCC02-42に対応する裁定の採択も近い将来に行われる方向であろう。

(古閑 裕朗)

#### <出典・参考文献>

FCCプレスリリース

Code of Federal Regulations

FCC01-361 「Notice of Proposed Rulemaking, in the matter of, Review of the section 251 unbundling obligations of incumbent local exchange carrier (CC Docket 01-338), implementation of the local competition provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98), and deployment of wireline services offering advanced telecommunications capability (CC-Docket 98-147)」(2001年12月12日採択、同年同月20日発出)

R&A2002年4月号 (古閑)





■表 1：連邦通信委員会（FCC）の委員（2002年12月現在）

氏名	役職	政党	任期
Michael K. Powell	委員長 (Chairman)	共和党	2001年1月～
Kathleen Q. Abernathy	委員 (Commissioner)	共和党	2001年5月～
Michael J. Copps		民主党	2001年5月～
Kevin J. Martin		共和党	2001年5月～
Jonathan S. Adelstein		民主党	2002年11月～





## 米国

### 米国がENUMの推進へ

ここ2、3年コンピュータの専門家を中心にDNSと電話番号を統合するENUMの実施に向けての動きが顕著にみられる。しかし多くの国の通信主管庁や通信事業者の間では、ENUMへの熱意はそれほど高いとはいえない面が見られる。そのような状況下で、最近米国のNTIAがENUMの実施について条件を示しつつ、その迅速な推進を期待する見解を国務省国際通信・情報政策担当大使への書簡の形で表明した。FCCも基本的にはこの見解に同調している。これを機会に米国で官民協調のENUM体制ができれば、世界的に大きなENUM化の胎動が起こるかもしれない。

(注21)

IP（インターネット・プロトコル）を利用して音声を伝送する電話サービスが最近急速に事業化されている。しかし、この種サービスに関する用語が若干混乱しているきらいがあるので、整理しておく。まず、VoIP（Voice over IP）は、インターネット・プロトコルを利用して音声伝送を行う技術的条件をいう。次に、インターネット電話（Internet Telephony）は、VoIPを利用した電話方式で、既存のインターネット共用網を利用するものをいう。最後にIP電話（IP Telephony）は、VoIPを利用した電話方式で、専用のIP網を利用するものをいう。

(注22)

ENUMは略語と考えられるが、その原語は明らかでない。一部の日本語資料では「電子番号方式」と訳しているが、IETFの略語表では「電話番号マッピング」（Telephone number mapping）と表示されている。韓国ネットワーク情報センター（KRNIC）のホームページ（<http://enum.or.kr>）では次のような適切な説明がなされている。

「ENUMは、電話番号をURIにマッピングするプロトコルで、その番号に関連するリソースに接続するために使用することができる。」



KDDI RESEARCH

#### 1. はじめに

米国は、民間機関の積極的なENUM活動にかかわらず、政府機関の動きはどちらかといえば鈍かった。しかし、ここへ来て米国政府も重い腰を上げることとなった。すなわち、米国商務省電気通信情報庁（NTIA）と連邦通信委員会（FCC）が相次いでENUMの推進の方針を表明した。世界の情報通信界に大きな影響力をもつNTIAとFCCがENUMの実用化の方針をとると、伝統的な通信とコンピュータ通信の融合に向かって大きな潮流が展開されることになるであろう。本稿ではENUMの推進に関する国際的動向と米国の政策の展開について記載する。なお、本稿は技術論文ではないので、技術的厳密性についてはご容赦いただきたい。

#### 2. ENUMとは

ENUMといっても必ずしも広く知られているわけではないので、まずENUMの概要について簡単に述べる。電気通信トラヒックが成立するためには、着信端末を特定する必要があるが、そのために通信端末にサブスクリバ・ナンバー（加入者番号）が付与される。この加入者番号は、端末の種類によって、それぞれ別個の番号計画に従って異なる番号が割り当てられる。すなわち、電話は電話番号、FAXはFAX番号、テレックスはテレックス番号、Eメールはドメイン・ネーム・システム（DNS）によるURLというように、端末の種類によって別個の加入者コード・システムが適用されている。サービスの融合と統合が叫ばれているときに複数コード・システムでは不適切ではないかということから、番号の統合が提案されることになった。

最近VOIPによる電話<sup>(注21)</sup>の普及が急速に進んでいるが、この種の電話の適切な導



入には番号の統合が不可欠であるとされている。

この番号統合の動きはインターネットのサイドから始まった。ISOC（インターネット協会）の下部機関であるIETF（インターネット技術タスク・フォース）が電気通信番号をDNSに取り込むことによって番号の統合を実現する研究を開始した。この研究の成果をENUM<sup>(注22)</sup>と称し、そのプロトコルをRFC2916<sup>(注23)</sup>として公表した。RFC2916は、2000年9月にシスコ・システムのフォーストストローム氏によって提案され、「E.164 番号とDNS」というタイトルで、ITU-T 勧告E.164（1997年5月採択）による電話番号を基本的にそのまま採用し、特定の操作を加えてDNSに適合させ、URLを拡張したURI（統合リソース識別子）に統合しようとするものである。この電話番号に対する操作は、国番号、地域番号及び加入者番号から成る電話番号を末尾から逆に並べ替え、各数字の後にピリオドを置き、最後に「e164.arpa.」を加えるものである。例えば、「81-3-5391-2188」という電話番号であれば、ENUMでは「8.8.1.2.1.9.3.5.3.1.8. e164.arpa.」となる。

IETFは、ENUMの実現について国際電気通信連合（ITU）との協議を申し入れた。この申し入れに対して、ITUは、IETFと協力してENUMプロジェクトを推進することとし、SG2の課題第1（SG1/2）として研究を進めることとした。ITUでは、この共同作業の一環として、2002年2月に「ENUMの世界的実施－指導資料」（Global Implementation of ENUM: A Tutorial Paper）を公表し、ENUMの概要、基本技術及びENUMの実施に伴い生じる諸問題などについて詳細に説明している。

### 3. NTIAとFCCの対応

オーストリア、中国、フランス、韓国、オランダ、スウェーデン、スイス、英国などの国がENUMの実地試験（field trial）を行って、実施できる体制に近づいているところへ、IETFのお膝元である米国において所管庁や電気通信事業者のENUMに対する動きが活発でない面がみられた。IETFのENUMワーキング・グループの共同議長がシスコ・システムとノイスターから出ており、メーカーやインターネット技術会社は着々と研究を進めていたのに肝腎の電気通信界にENUMへの熱意が乏しいくらいがあったのはなぜだろうか。

一つには米国には電気通信事業者が極めてたくさん存在して、相互の調整がとりにくく<sup>(注24)</sup>、かつては業界のまとめ役を果たしたAT&Tが見る影もないくらいに実力を失ったことと、もう一つには電気通信の所管庁であるNTIAとFCCが通信方式の規格問題は事業者の自主的な活動に任せる姿勢をとっていたことによるものであろう<sup>(注25)</sup>。

ところが2003年2月12日に、NTIA長官のナンシー・ビクトリー女史が国務省の国際通信・情報政策担当調整官で大使の資格をもつデイビッド・グロス氏に突如書簡を送付し、NTIAの政策としてENUMを推進する旨を伝えた。そしてこの書簡の写しを電気通信の直接の規制機関であるFCCの委員長に送付した。この書簡の内容は、通信技術とコンピュータ技術の融合の時代におけるENUMのメリットを挙げ、ITUやIETFの国際的活動に対応して米国もENUMの普及についてイニシアティブをとるとともに、その普及に当たっては、競争、相互運用性、セキュリティ及びプライバシー

(注23)

ISOCでは、インターネットに関する技術標準をRFC（Request for Comment）と呼んでおり、ITU-Tの勧告に相当するものであるが、直訳すれば「コメント招請」ということになることから察せられるように、誰でもISOCにコメントを提出することができることになっている。コメントの内容によっては、RFCが改訂されるというオープンなシステムになっている。解説付きのRFCが1000ページ以上の「インターネットRFC事典」としてアスキーから1998年に初版が出版されているが、非現行の部分が多く、現行の原文はインターネットで検索することができる（[http://www.ietf.org/iesg/1rfc\\_index.txt](http://www.ietf.org/iesg/1rfc_index.txt)）。

(注24)

サービス基準の改訂について電気通信事業者同士で協議を行うことは、場合によっては反トラスト法に抵触することもあり得るので、事業者としては慎重にならざるを得ない面がある。

(注25)

FCCが所管事業のサービス基準の改定について主導性を発揮した事例として有名なのは、数年前の地上波デジタル・テレビジョンの画像規格の制定である。この場合は事業者団体の規格制定作業が遅々として進まず、そのままでは地上波デジタル・テレビジョンの導入に間に合わないおそれがあったので、FCCが中心になって、規格を制定したが、なんと10数種の規格を一まとめにして制定し、実際に適用する規格の選択は事業者任せとしたために、何も定めなかったのに等しいという批判が噴出したものである。



KDDI RESEARCH



## ●米国

の4つの原則が確保されなければならないと述べている。

そしてこのことを念頭において次の諸条件を達成しなければならないとしている。

- ・ 国の主権を確保すること。
- ・ 競争を支援すること。
- ・ 技術革新を促進すること。
- ・ 利用者のセキュリティとプライバシーを保護すること。
- ・ 規制を最小限にすること。
- ・ 代替方式の展開の機会を保持すること。
- ・ 相互運用性を確保すること。
- ・ 安定性とセキュリティを保持すること。

最後に、NTIAはENUMの実施上の諸問題を解決するためにFCC及び国務省と協力し、グロス大使及びパウエル委員長と会合をもつなど、ENUMの検討と推進に必要な措置を執りたいとしている。

このNTIAのグロス大使への書簡の写しを受領したFCCは、翌13日にNTIAの書簡の内容を是認する簡単な書簡をグロス大使に送付した。FCCは、ENUMの推進を支持し、関係3機関の協力の必要性を認めてはいるが、NTIAほど積極的な態度を示してはいない。そして当該3機関は、異なる使命、異なる法的権限及び異なるが相補的な機能と責任をもってると釘をさしている。

## 4. 今後の展望

VoIPの普及が多く多くの国で進んでいるが、効率的な融合サービスの普及のためには、端末の番号の統一が不可欠であり、この統一によって固定電話、携帯電話、FAX、PCなどの各種端末が単一の番号で相互運用され、異種端末間の通信も可能になり、利用者の利便も飛躍的に向上するはずである。ただし、着信端末のコードを入力する方法についてはヒューマン・ファクターも考慮に入れ、慣れ親しんだ従来の方策で対応し、端末又はサーバーによってENUMに変換するなどの配慮が必要であろう。このような対応については端末メーカーですでに開発されている模様である。

ただ、通信関係機関や通信事業者の間でもうひとつ雰囲気盛り上がりがないくらいはあるが、これもADSLの時のように何かのきっかけがあれば一挙に突き進むことになるかもしれない。

## COMMENT

コンピュータの専門家と通信の実務家とはどうも肌が合わないということがよくいわれていたが、ことENUMに関しては研究者同士はなかなか息が合っているようだ。ENUMワーキング・グループの幹部がITU-Tのミーティングに奇書を出したり、一緒に討議したりしているが、実務家レベルの結集がいまひとつといえるよう



KDDI RESEARCH



である。また政府機関の関与も大国が意外と積極的でない点がある。米国もNTIAがフォーラムやワークショップを開いてきたが、FCCの動きは鈍いようである。

今回の書簡の発出についても、NTIAがFCCを牽制するために、国務省と通じてアクションを起こしたとみることもできるのではないか。FCCの書簡で同委の権限を尊重して欲しいといわんばかりの表現が見られるのも気になる点である。いずれにしても、一刻も早くグローバルなENUM体制が確立されることを念じている。

(清家 秀哉)

<出典・参考文献>

NTIA、国務省グロス大使への書簡

FCC、上記書簡に対する関連書簡

IETF、ENUMに関するIETFのRFC、寄書、メモなど多数、特にRFC2916

ITU、ENUMに関する寄書、資料など多数、特にITU-T 勧告E164

KRNIC（韓国ネットワーク情報センター）ホームページ資料（<http://www.enum.or.kr>）





## 英国

### 英国携帯着信料に対する競争委員会（CC）の裁定

OFTELは、「携帯電話への通話料」に係る問題を、紛争処理機関である競争委員会に審査を付託していたが、同競争委員会の裁定を受け、英国内の大手携帯電話会社4社に対し、着信料の引下げを勧告した。これまでの経緯とCCの裁定内容を概観する。

英国の通信規制機関であるOFTEL（Office of Telecommunications：電気通信庁、以下「OFTEL」という）は、2001年移動体着信通話市場の調査を完了し、同調査結果を踏まえて、2001年9月に、携帯電話への通話に対する卸料金の規制が必要であるとの見解を発表した。続いて2001年12月、OFTELは、携帯電話事業者が設定している料金はコストを大きく上回っているとし、英国内の大手4携帯電話事業者（mmO2、T-Mobile、OrangeおよびVodafone）に対し、向こう4年間、携帯電話事業者が設定する着信料（相互接続料）に毎年「RPI-12%」のプライスカップ方式と呼ばれる料金規制の適用を提案した。この提案は、それまでVodafoneおよびBT Cellnet（現mmO2）に適用されていた「RPI-9%」のプライスカップ規制より厳しい値下げ率であった。

関係全社がこの提案を拒否したため、2002年1月、OFTELは、紛争処理機関である競争委員会（Competition Commission、以下「CC」という）にこの問題の審査を付託し、CCは、「着信料が公共の利益に反する水準に設定されているか否か」の観点より、独自の調査を行っていた。当初、2002年7月6日までに、CCにより同調査結果の報告が行われる予定であったが、2002年5月23日、その調査を終えるまで更に半年を要するとの発表がなされた。

その半年後の2003年1月、CCの裁定が下され、2003年1月22日、OFTELは「2003年7月25日までに現行料金の15%引下げ」等を発表した。このOFTELの勧告を受けて、Vodafoneは強く抗議し、高等法院に司法審査を申し入れると表明しており、他社も追随する構えである。

#### 1. CCの裁定の概要

CCは、OFTELが提案した携帯電話事業者に対する料金規制適用の問題について、OFTELからの審査依頼を受け、着信料が公共の利益に反する水準に設定されているか否かについて、独自の調査を行った。その結果、CCは、消費者が携帯電話への通話に対し過剰支払しており、携帯電話事業者の料金値下げを要求していたOFTELの提案を是認し、次のような裁定を下した。





## -CCの裁定-

着信料の規制の欠如は、公衆の利益に反していると結論を下した。

- ◆ 4事業者の現在の着信料は、公衆の利益に反する。
- ◆ 現在の着信料は、公正な料金よりも30~40%高額である。
- ◆ 消費者は、固定から携帯および異なる携帯事業者間の通信料金について、過剰に支払っている。
- ◆ 高額な着信料が、携帯電話の利用を阻害している。
- ◆ 固定発携帯着信や異なる携帯事業者間を利用して発信したい人は、受信や同じ携帯事業者間での通信が主な人に、不公正な助成をしている。

また、CCは、OFTELが提案した「コストを反映した着信料の必要性」と「長期増分費用（LRIC：Long Run Incremental Cost）が料金の最適な基礎となること」をも是認し、下表1のような料金規制を勧告した。

■表1：CCが勧告した携帯事業者への料金規制

適用対象事業者	適用期間	着信料規制
4事業者	2003年7月25日まで	現行の料金を15%引下げ
Vodafone, mm02	2003年7月25日~2004年3月31日 2004年4月1日~2005年3月31日 2005年4月1日~2006年3月31日	「RPI-15%」のプライスカップを適用した引下げ
Orange, T-Mobile	2003年7月25日~2004年3月31日 2004年4月1日~2005年3月31日 2005年4月1日~2006年3月31日	「RPI-14%」のプライスカップを適用した引下げ

このCCが勧告した料金規制は、2001年12月にOFTELが提案した、「2006年3月までの向こう4年間、毎年『RPI-12%』のプライスカップを適用する」という内容よりも更に厳しい料金規制となっている。なお、1800MHz周波数帯域にアクセスしているOrangeおよびT-Mobileは、Vodafoneおよびmm02が利用可能な900MHz周波数帯域よりも、多くの支柱やインフラを必要とし、費用がかかるとの判断により、2003年7月25日以降の異なる引下げ率が提示されている。

OFTELが提案した免許改正案は、2006年3月31日までの期間内に着信料を規制することが求められていたが、2003年7月25日に新電気通信指令が発効されることにより、現在の電気通信規制の枠組から離れ、CCが勧告する変更点等の発効期間が2003年7月までと短期間となってしまった。よって、CCは審査するにあたり、2003年7月までの短期間に対する分析ではなく、2003年7月以降の3年間を見据えた携帯電話市場やその市場動向・展望の分析が適切であるとの判断に基づいた審査を行い、





## ●英国

上述のような値下げを勧告した。

### 2. OFTELの今後の方針等

#### －OFTELの今後の方針－

OFTELは、CCの2003年7月までに着信料を現行の15%引き下げるという結論を受け入れ、実施に向けて作業に着手し、現在、携帯事業者の免許変更について検討中であると発表した。28日の期限での携帯事業者の免許変更に係るパブリック・コンサルテーションが、2月に行われる予定であるとも発表している。また、OFTELによる2003年1月の発表時点では、このCCの全報告書は、2月初旬に発表予定とされていたが、2002年2月18日に、「着信通話に対する携帯事業者によって設定された料金に関する競争委員会の報告書」(“The Competition Commission’s report on the charges made by mobile operators for terminating calls”)と題するCC裁定の全報告書がリリースされた。

また、2003年7月以降の着信料規制については、2003年7月25日から発効される新EU指令に基づき、新たな市場レビューが必要であり、同市場レビューを受けて最終的な検討が行われることとなる。

#### －今回の料金規制による携帯事業者および消費者負担等への影響－

4携帯事業者に対する2003年7月までに現行の着信料の15%引下げによって、固定電話から携帯電話への通話において、消費者負担が毎年190百万ポンド(約3,687億円)削減されるであろうと見ている。また、携帯事業者および消費者に及ぼす影響は、携帯事業者が小売分野での価格変更によって上限が制限された着信料からの減収をどの程度とするかに依存するが、CCは、次のような結果を見込んでいる。

- ◆ 勧告された料金規制の適用期間を通して、325百万ポンドから700百万ポンドの福利を期待。
- ◆ 携帯事業者が、勧告された料金規制によって生じる減収を回復するため、携帯事業者の小売価格を引き上げることを期待するものではない。
- ◆ 小売価格の値上げを見込むものでもなく、携帯加入者の損失をも望んでいない。(例えば、既に携帯電話を所有している人は、携帯端末の紛失、盗難等があっても、現行利用ネットワークから離れようとはせず、万一そうした場合には、携帯事業者は安価なパッケージを提供する等の加入者を引き止める選択肢がある。)
- ◆ 携帯事業者は、少なくとも2001年9月から着信料に対する料金規制の可能性の通知を受けており、携帯事業者の事業計画は向こう3年の着信料削減を仮定していたものであるため、携帯事業者に対する財政的脅威は発生しない。



KDDI RESEARCH

 COMMENT

今回の競争委員会（CC）の裁定は、「着信料が公共の利益に反する水準に設定されているか否か」の観点より独自の調査が行われた結果で、CCは4携帯事業者の着信料は、公衆の利益に反するとの結論を下した。

この裁定に対し、英国の携帯市場を先導するVodafoneが逸早く異議を唱え、高等法院にCCの裁定に対する司法審査の申請をすると表明し、T-MobileおよびOrangeはこれに追随する構えである。しかし、CCのこれまでの長期にわたる調査は、非常に徹底的なものであることは広汎に知られているところであり、この着信料金および手続き等の観点から違法性を問うのは難しいであろうというのが大方の見方である。

また、mmO2は、今回の着信料引下げに伴って生じる減収を、3Gサービスの開始を遅らせることで相殺する意向があるようだ。

こうした状況下ではあるが、今回の料金規制は、間接的に小売料金や端末の値上げを引起こす等の領域の問題を導くものであるとか、今回のCCの裁定は欠陥のある仮定に基づいたものであるため、不当であると主張することは可能かもしれないと、携帯事業者にとっての救済手段を挙げることもできる。後者は、各事業者の個々のネットワークという特定の着信市場の定義（ECの定義に基づいたもの）に基づいたCCの判断は、基本的に無効であるとの観点から異議を唱えるものである。もし、携帯事業者が、この観点から今回の裁定に対し司法審査を求めるのであれば、欧州委員会（EC）自体の市場定義の有効性を審査することを求めるものとなり、欧州裁判所に提起されるケースともなり得るであろう。その可能性は低いと思われるが、今後の各社及びOFTELの動向が注目される。

（佐藤 久美子）

<文中の換算率>

1英ポンド=194.05円（2003年2月20日東京の対顧客電信売り相場）

<出典・参考文献>

Oftel Press Release (Ref:64/01 (26/09/2001), Ref:84/01 (12/12/2001), Ref:01/02 (07/01/2002), Ref:31/02 (23/05/2002), Ref:01/03 (22/01/2003))  
(<http://www.oftel.gov.uk/press/release>)

Oftel publications: "The Competition Commission's report on the charges made by mobile operators for terminating calls" (22/01/2003) (<http://www.oftel.uk/publications/>)

Total Telecom (22/01/2003, 31/01/2003) (<http://www.totaltele.com>)

Mobile Communications, February 4, 2003

Telecom Markets, February 11, 2003

Financial Times (23/01/2003, 28/01/2003)





●英国

■参考：英国携帯着信料に関するこれまでの経緯

1996年3月	「1997年からの価格規制」にて、BT固定網から携帯電話への通話料金は小売料金のプライスカップとは個別に扱う方針が示された。
	固定電話から移動体電話への通話料が高いこと、とりわけBTからVodafone及びCellnet（現mm02）への通話料が、BTからOne-2-One（現T-Mobile）及びOrangeへの通話料に比べて高額、と消費者団体より問題視された。
1997年3月	OFTEL、諮問文書「携帯電話への通話料」（Prices of calls to mobile phone）を発出し、携帯事業者に支払われる着信料（相互接続料）ならびにそれを基に固定電話事業者が設定する小売価格の低廉化を提唱。
1998年3月	OFTEL、携帯電話への通話料に係る政策文書を発出し、合併独占委員会（MMC：Monopolies and Mergers Commission）に本件の審査を付託。
1998年12月4日	MMCは、OFTELに審査結果を報告。MMCの審査は、「現状が公共の利益に反するか、もしくは反する恐れがあるかどうか」及び「免許条件を改正した場合、公共の利益は保護されるか」の観点から行われ、「BTの小売価格ならびにVodafone及びCellnet（現mm02）の相互接続料は不当に高いものであり、公共の利益に反する」また「関連各社の免許に修正を加えて、新たな料金規制を課すのが適当である」との答申が出された。 <Vodafone及びCellnet（現mm02）への着信料規制内容> ・1999年4月～2000年3月：BTに対して請求する相互接続料を平均で1分あたり11.70ペンス以下に抑える。 ・2000年4月～2001年3月：「RPI-9%」のプライスカップ適用。 ・2001年4月～2002年3月：「RPI-9%」のプライスカップ適用。 （注）Orange及びOne2One（現T-Mobile）は、Vodafone及びCellnet（現mm02）と比較し、市場支配力が劣っていること、相互接続料が定額であったことから、OFTELの調査対象に含まれず、料金規制対象外。
1998年12月15日	OFTELは、MMCの答申内容を全面的に支持し、3社（BT、Vodafone、Cellnet（現mm02））の免許改正に取り組む意向を表明。
2001年9月	2002年3月の料金規制失効を前に、OFTELは携帯電話市場における競争環境の見直しを行っていたが、その調査結果を公表。「携帯電話への通話に係る料金規制の見直し」（"Review of the charge control on calls to mobiles"）と題する報告書で、「携帯電話への通話」の市場環境について、次のような見解を示した。 ・通話料を支払うのが発信者であるにもかかわらず、発信者には着信側のネットワークや料金を選択する権限がないため、携帯電話会社には着信料を値下げするインセンティブが働かない。 ・競争原理が十分に機能しない「携帯電話への（着信）通話」は一つの独立した市場として定義するのが最も適切であり、この市場では全ての携帯電話会社がそれぞれに市場支配力を有する。 ・今後もこうした状況に当面変化はないと考えられるため、消費者利益の保護には規制介入が必要。 OFTELは、2002年4月以降の料金規制を、次のように提案した。 ・2006年までの向こう4年間、携帯電話会社の設定する着信料に、毎年「RPI-12%」のプライスカップを適用。 ・料金規制対象は、Vodafone、BT Cellnet（現mm02）、Orange、One2One（現T-Mobile）の4社に拡大。 ・（この段階では）第3世代（3G）による通話は料金規制の対象外。 OFTELは、上記料金規制適用に向け、対象となる全4社の免許改正の草案を提示するも、携帯電話各社が免許条件の改正を拒否。
2001年12月	OFTELは、本問題について競争委員会（CC）の裁定を求める考えを明らかにした。
2002年1月	OFTELは、本問題について競争委員会（CC）に審査を付託。
2003年1月	競争委員会（CC）の裁定が下され、1月22日に公表された。CCは、「着信料の規制の欠如は、公衆の利益に反している」と結論を下し、OFTELが提案した「コストを反映した着信料の必要性」と「長期増分費用（LRIC）が料金の最適な基礎となること」をも是認した。 CCが勧告した料金規制は、次の通り。



KDDI RESEARCH



- ・2003年7月25日まで：現行の料金を15%引下げ。（全4社が対象）
- ・2003年7月25日から2006年3月31日まで、携帯電話会社の設定する着信料に、毎年「RPI-15%」（Vodafone、mm02が対象）、「RPI-14%」（Orange、T-Mobileが対象）のプライスカップを適用。

OFTELは、CCの2003年7月までに着信料を現行の15%引下げを受け入れ、実施に向けて着手、免許改正を検討中。





## ドイツ

### ドイツにおける3Gの動向

免許条件により2003年末に人口の25%への提供を義務付けられているドイツの3G免許保有者のサービス開始への取り組みとともに、GPRSにより提供されているMMSの現状をあわせて紹介する。

#### 1. ドイツにおける3G事業の展開

ドイツの3G免許は、2000年8月に競争入札により既存GSM事業者4社および新規事業者2社に対して6件が交付され、事業開始にむけて市場が整備された。一方、競争入札による免許料総額は508億ユーロに高騰し、ドイツに先立ち同年4月に実施された英国の3G免許の競争入札による免許料総額の384億7,500万ユーロと合わせて、通信事業者の財務状況を大幅に悪化させることとなり、その後の3G事業の展開を遅延させる一因となった。

3Gを巡る状況は、事業者の財務状況の悪化に加え、アプリケーションの不足、端末の開発の遅れなど、厳しさに直面しているが、ドイツの規制機関RegTP (die Regulierungsbehoerde fuer Telekommunikation und Post、郵電規制庁)は、3G免許に規定されている、2003年末までにドイツ人口の25%に、2005年末までに同50%に対してサービスを提供する、という条件を緩和していない<sup>(注26)</sup>。そのため、免許を取得した事業者は、このカバー率についての免許条件に適合するように本年末に向けて3G事業を開始しようとしている。

ドイツテレコムの子会社であるT-Mobile Deutschland (T-Mobile) のリック社長は、2003年1月末に行われた記者会見で、同社は2003年第3四半期にドイツの200都市において3Gサービスを開始すると発表した。3Gサービスは200都市で同時期に利用可能となり、同社はカバー率についての免許条件に適合させる計画である。また、Vodafoneは、後述のように現在GPRS<sup>(注27)</sup>によるモバイル・データサービスの立ち上げに専心しているが、2002年8月に3Gの商用サービスを2003年内に開始すると発表した<sup>(注28)</sup>。Vodafoneは3Gが本格的に立ち上がるのは2004年以降と見込んでいる。

オランダの通信事業者KPNの傘下にあるE-Plusは、2002年3月16日にドイツ国内でGPRSによるiモードの商用提供を開始した。3Gについては、2002年12月にKPNのシーブハウアー社長が、同社が携帯電話事業を行っているオランダ、ドイツ、およびベルギーの3か国で2005年までに総額14億ユーロを投資すると発表した。投資額の80%はドイツに向けられ、免許条件のカバー率を達成する計画である。また、BTの携帯電話事業の分離により設立された携帯電話事業者mmO2のドイツ法人であるO2 Germany (O2)は2003年2月に、ドイツにおける3Gサービスの開始時期を当初計画していた本年夏の終わりから本年秋の終わり、11月ごろまで延期すると発表した。O2はT-Mobileとの間でドイツおよび英国において3G設備を共用することに合意して

(注26)

Reg TPのクルト長官は、2002年8月、ドイツの新聞社とのインタビューにおいて、3G免許の条件を変更する考えはない旨を回答した。

(注27)

GPRS (general packet radio service) は、現行の回線交換によるGSMサービスを高度化することによりパケット交換による高速データ通信を可能とするサービスで、2GにあたるGSMサービスと3Gサービスの過渡的なサービスとしての位置づけから「2.5G」とも呼ばれる。GPRSでは、伝送速度がGSMによる9.6kbpsから最大115kbpsにまで増速することが可能とされている。GPRSは、現行のGSMを改修してパケット通信を実現させるもので、少ない設備投資でモバイルデータ通信の普及を促進させる狙いがある。

(注28)

Vodafoneは、2002年8月以降、3G事業についての見通し等を発表していない。



KDDI RESEARCH



おり、同社は、設備共用を有効に活用しながら3Gサービスを本年内に開始させ、免許条件に適合させる考えである。なお同社は、本拠地の英国においては、2004年下半期に3Gサービスを開始する計画である。

各事業者ともに、免許条件に規定されている2003年末に向けてサービス開始を計画しているが、どのような端末が準備できるか、どのようなアプリケーションを提供するか等の具体的なサービス内容については発表していない。また、利用者側からも早期に3Gサービスの開始を求める声は上がっていない。そのため、本年はとりあえず免許条件に適合するように設備を設置し、本格的な営業活動は2004年以降に開始される模様である。

■表1：ドイツの携帯電話事業者（ドイツの携帯電話普及率：69.5%、2002年12月末現在）

事業者	方式等	加入者数 〔シェア〕《プライベート率》 (2002年12月末)	出資者
T-Mobile Deutschland	GSM900/1800 3G免許	24,581,000 〔43.1%〕《53%》	DT (独) : 100%
Vodafone D2	GSM900/1800 3G免許	20,913,440 〔36.7%〕《53%》	Vodafone (英) : 100%、
E-Plus Mobilfunk	GSM1800 3G免許	7,010,000 〔12.3%〕《54%》	KPN Mobile (蘭) : 77.5%、 KPN (蘭) : 22.5%
02 Germany	GSM1800 3G免許	4,500,000 〔7.9%〕《48%》	mm02 (英) : 100%
Quam	3G免許	3G事業を凍結	Telefonica (スペイン) : 57.2% TeliaSonera (スウェーデン・フィン ランド) : 42.8%
MobilCom	3G免許	3G事業を凍結	管財人 (独) : 42.4%、 FT (仏) : 28.3%、上場 : 29.3%

(各種資料によりKDDI総研作成)

(表注1) E-Plusに出資しているKPN Mobileの株式は、KPNが97.8%、NTTドコモが2.2%をそれぞれ保有している。

(表注2) Quamに出資しているTeliaSoneraは、2002年12月にTelia (スウェーデン)とSonera (フィンランド)が合併してできた事業者で、当初QuamにはSoneraが出資していた。

(表注3) 加入者数は、Mobile Communications (2003.2.4) による。

3G免許を取得した既存GSM事業者4社は、上述のように本年中のサービス開始を計画しているが、3Gにより新たにドイツ携帯電話市場への参入を目指していた、Telefonica (スペイン) 系列のQuamおよびフランステレコム (FT) が出資しているドイツの新興事業者MobilComの2社は両社とも、2002年夏に3G事業の凍結を決定した。

Telefonicaは、2002年上半期の営業報告書の中で、スペイン以外で3G免許を保有しているQuam (ドイツ)、3G Mobile Telecommunications (オーストリア)、Ips 2000 (イタリア)、およびTeam 3G (スイス) における3Gへの投資を凍結し、スペインを除くこれらの欧州諸国における3G関連資産について、同社の携帯電話事業部門であるTelefonica Moviles が49億200万ユーロの評価損を計上すると発表した。同様に、Telefonicaと共同でQuamおよびIps 2000に出資しているSonera (フィンランド、現在TeliaSonera) も、2002年上半期の営業報告書の中で、ドイツでの3G関連資





(注29)

Reg TPは、3G免許を返還した場合も免許料を返還しない、あるいは免許の転売を認めない旨を示唆している。

(注30)

GSMにおいても、回線交換により、携帯電話番号あての160文字までのメールの送受やモノクロ画面により文字が中心の情報サービスが利用できたが、本格的なモバイル・インターネット接続サービスは提供されていない。

(注31)

Vodafoneが提供するVodafone Live!およびE-Plusが提供するiモードについては、それぞれ専用の端末が利用される。後述参照。

(注32)

2003年年頭において、T-Mobileは22か国、27事業者との間でGPRSのローミングを行っている。



KDDI RESEARCH

産について38億4,400万ユーロの評価損を計上して評価額を0とするとともに、イタリアでの3G関連資産について4億3,600万ユーロの評価損を計上し、両国における3G事業への投資を凍結すると発表した。

また、FTは、2002年上半期の営業報告書の中で、MobilComに関連する資産を中心について108億ユーロの評価損を計上し、これを受けて、MobilComは、ドイツにおける3Gネットワークの建設を凍結することを決定した。さらに、MobilComの3G関連債務71億ユーロについて、FTが肩代わりすることを発表した。

上述のように、QuamおよびMobilComは、ドイツにおける3G事業の展開を凍結したが、両社とも免許を引き続き保有しており<sup>(注29)</sup>、3G免許のカバー率についての条件をどのように解決させるかについては詳細がない。規制機関であるReg TPは、2003年末にカバー率について免許条件に適合しない場合の対応について発表していないが、条件不適合の場合は免許を取り消されるとの観測もある。

免許交付後2年半を経過して、ドイツの3G免許保有者6社の間には既存事業者4社が「勝ち組」、新規事業者2社が「負け組」という結果が現れた。今後さらに、勝ち組の4社のなかで再編が行われる可能性も指摘されている。

## 2. ドイツにおけるMMS事業の展開

ドイツのGSM市場は2002年末において、加入者総数はおよそ5,700万加入、普及率は69.5%と飽和状態に向かっている。事業者別のシェアはそれぞれ、T-Mobileが43.1%、Vodafoneが36.7%、E-Plusが12.3%、O2が7.9%の順になっており、T-MobileとVodafoneの2社で80%近いシェアを有し、上位2社と下位2社の両極に別れている。また、1年前の2001年末のシェアは、T-Mobileが42.6%、Vodafoneが36.8%、E-Plusが13.8%、O2が6.8%の順であり、T-MobileとO2が、それぞれ0.5ポイントおよび1.1ポイントと僅かにシェアを増加させ、その分E-Plusがシェアを減少させた。各事業者は、飽和感のある市場を活性化させるため、GPRSによるモバイル・データサービスであるマルチメディア・メッセージング・サービス (Multimedia Messaging service, MMS) の普及に努めている。MMSにおいては、日本で提供されている携帯IP接続サービスと同様に、写真付きのeメールのやりとり、カラー画面によるインターネットの利用のほか、和音の出る着信メロディ、待受画面や各種ゲームなどをダウンロードして利用することが可能となる<sup>(注30)</sup>。端末は、ノキア、サムスン、ソニーエリクソン、ジメンス、モトローラ、シャープなどの製品が提供されている<sup>(注31)</sup>。

以下に、各事業者の取り組みを紹介する。

ドイツのGSM市場第1位を占めるT-Mobileは、2001年2月にドイツ国内でGPRSを開始し、2002年4月にはT-Mobileグループ会社、T-Mobile Austria (オーストリア)、T-Mobile UK (英国)、T-Mobile USA (米国) およびRadioMobil (チェコ) との間でGPRSのローミングを開始した<sup>(注32)</sup>。一方、ドイツ国内でGPRSを利用した固有のモバイル・データ通信サービスはMMSとして、やや遅く2002年7月に開始された。MMSは、eメールと情報サービスに大別され、eメールでは写真付きメールも可能であ





り、情報サービスでは着メロ、ゲームなどのダウンロードサービスが新機軸となっている。これらのアプリケーションは、T-Mobileのモバイル・ポータルサイト、t-zones<sup>(注33)</sup>を通じて利用される。T-MobileのMMSのうちメッセージサービスは、2003年2月はじめに、ドイツの他の携帯電話事業者3社、O2、VodafoneおよびE-Plusの加入者との間でも交換することができる。

T-Mobileのモバイル・データ通信（MMS以外のサービスを含む）を過去一回でも利用したことがある人は2002年末において250万人であり、これはデータ通信が利用できる端末を所有している人のほぼ半数が実際にサービスを利用したことがあることを示している。

また、MMSについては、サービス開始以降2003年2月初頭までの半年間にMMS仕様の端末が25万台販売された。モバイル・データ通信の利用状況は同年2月はじめにおいて、メッセージサービスの送信は1月当たり10億回に達し、今後の利用増加が期待されている。

Vodafoneは、2001年2月末にドイツ国内でGPRSを開始し、2002年3月にはスペイン、英国、アイルランド、ポルトガル、およびスイスのVodafoneグループ会社との間で、GPRSのローミングを開始し、以降順次、イタリア、ベルギー、オランダ、フランス、スウェーデンのグループ会社に拡張した。また2002年3月には、ドイツ国内でGPRSを利用したMMSを開始した。このような施策は、T-Mobileの動きと平行するように進められてきた。

その後2002年10月25日に、Vodafoneは、同年3月に提供を開始したMMSを改編して、同グループに特化したモバイル・データ通信サービスとして「Vodafone Live!」を、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、および英国において同時に開始し<sup>(注34)</sup>、グループ統一のサービスにより欧州の同グループ全体で普及に力を注いでいる。Vodafone Live!で提供されているサービスは、写真付きメールなど日本の携帯IP接続サービスと類似の内容となっている。Vodafone Live!が利用できる端末は、同サービス用にVodafoneが開発した仕様を備えたものでなければならないため、この端末はVodafoneネットワークのための専用機となる<sup>(注35)</sup>。なお、メッセージサービスは、T-MobileおよびO2の加入者との間でも交換することができる。

Vodafone Live!の登録者は2002年末において、グループ全体で38万人であり、国別にはドイツが最も多く15万人、ついで英国が9万人、イタリアが6万人と続いている。Vodafoneは、同サービスは順調な立ち上がりを見せており、2003年3月末のグループ全体の登録者数100万人という目標達成に自信を深めている。

オランダのKPNグループに属するE-Plusは、2000年12月に他社に先駆けてGPRSを開始した。その後、上位2社とのシェアの開きを縮めたいE-Plusは自社の独自性を打ち出すべく、2002年3月16日に、NTTドコモとのライセンス契約に基づきGPRSを利用して、iモードサービスを開始した<sup>(注36)</sup>。E-Plusにより提供されるiモードは、日本と同様にメールサービスと情報サービスが利用できる。コンテンツは公式なものが2002年12月において150サイト、非公式なものは8,500サイト程度あると伝えられている。現在販売されている端末は、NEC製の2種、およびToshiba製の1種の3機種である。iモード加入者は2002年8月において、ドイツのE-Plusが77,000加入、オランダが23,000加入で、合計10万加入に達した。2003年1月には、合計で27万加入と伝えられ、国別の内訳はベルギーおよびフランスがサービス開始後間もないことから、

(注33)

T-Mobileのモバイル・ポータルサイトは、2000年3月にGSMによる情報サービス（WAP1.xを利用しWML1.xにより記述された情報サービス）のポータル、T-Motionとして開始され、2002年2月にT-Mobile onlineと改称され、2002年11月にさらにt-zonesに改編された。t-zonesの内部は、カテゴリー毎に、t-info、t-news、t-games、t-sports、およびt-musicに分かれている。一番アクセスが多いサイトは、t-sportsのなかのサッカー情報である。

(注34)

2003年にはオーストラリア、ギリシャ、ニュージーランドに拡張される計画である。なお、日本のJフォンは現在同社が提供している携帯IP接続サービスJ-SKYを引き続き提供する方針で、現段階では、Vodafone Live!を提供する可能性は低いと伝えられている。

(注35)

現在Vodafone Live!が利用できる端末は、Nokia、SonyEricsson、Panasonic、Sharpの4社が製造している7機種であり、カメラ内蔵のものも含まれている。

(注36)

欧州におけるiモードサービスは、KNPグループではE-Plusに続き、KPN Mobile（オランダ）が2002年4月18日に、BASE（ベルギー）が同年10月15日にサービスを開始した。KPNグループ以外では、Bouygues Telecom（フランス）が同年11月15日にサービスを開始し、Telefonica Moviles Espana（スペイン）が2003年上半年にサービス開始を計画している。



KDDI RESEARCH



## ●ドイツ

ドイツが17万加入程度、オランダが10万加入程度と見込まれる。KPNグループはサービス開始当時、iモードを提供する効果で、E-Plusのシェアを25%程度にまで増加させたい、と期待していたが、逆に2002年末にはシェアを前年比で0.5ポイント減少させ12.3%に留まっており、必ずしもE-Plusの思惑通りと展開とは言えない状況にある。

E-Plusは、2003年2月から欧州のGPRSにより一般に提供されているMMSと互換性のあるメッセージサービスを開始した。本サービスを利用すると、E-Plusの加入者のほか、ドイツのT-MobileおよびO2の加入者との間で、写真つきメールなどのメールを交換することができる。E-Plusは、iモードにより他事業者との差別化を図るとともに、MMSのメッセージサービスにより他事業者の加入者とのメール交換を可能とし、利用者の裾野を広げる施策も併存させている。

英国に本拠を置くmmO2グループに属するO2は、2001年1月からドイツ国内でGPRSを開始した。その後2002年10月にGPRSを利用したモバイル・データ通信であるMMSを、英国、ドイツ、アイルランド、およびオランダのmmO2グループ会社で開始した。サービスの内容は、他社と同様で、メッセージサービスとゲームのダウンロード<sup>(注37)</sup>を中心とした情報サービスからなる。MMSのうちメッセージサービスは、ドイツのT-mobile、およびO2の加入者との間でも交換することができる。コンテンツについては、mmO2のモバイル・アプリケーションを担当する事業部門、sourceO2を中心に開発され、同部門には外部の多数のコンテンツ事業者が登録されている。

mmO2グループ全体で2002年末において、GPRSサービスの実際の利用者数は20万人であり、このうちMMSの利用者はおよそ10万人で、その8割は英国の利用者である。mmO2は、市場調査の結果からMMSのターゲットを、メッセージサービスについては18歳から30歳までの層に当てている。また、ゲームサービスについては16歳から19歳までの若年層の65%が「関心が強い」と回答していることから、この層に狙いを絞った戦略を打ち出す方針である。

上述のように、ドイツの携帯電話市場は、4事業者がそれぞれモバイル・データ通信サービスを開始し、データ通信需要の拡大を図っている。特に、NTTドコモが開発したiモードとそれを追うVodafoneのVodafone Live!が競合する市場として注目されている。こうしたモバイル・データ通信を巡る競争について、各事業者は事業者間の過当競争を懸念するよりも、競争により市場が活性化し、携帯電話利用者の間に写真つきメールの交換、着メロ、待受画面あるいはゲームのダウンロードなどが普及することに期待をかけている。ドイツのモバイル・データ通信市場がどのくらいの速さでどの程度まで拡大するか注目される。

### COMMENT

欧州の3Gサービスは、免許交付時には予想されなかった大きな障害に直面し、事業が進展していないが、ドイツにおいては規制機関が免許条件の遵守に対する強い姿勢を保持しているため、3G免許保有者は2003年末までに一定のサービス開始を迫られている。同年末までに免許条件にあるようにドイツ人口の25%に3Gサービスが提供されれば、ドイツは欧州における3G最先進国となり、ドイツが欧州携帯電話市場を牽引するということが起こりうる。

(注37)

ゲームのダウンロードサービスについては、英国のO2 UKは先行的に2002年8月からサービスを提供した。



KDDI RESEARCH



一方、3Gに特有のアプリケーションについては、未だに開発中であり、3Gサービスにおいても現在GPRSによるMMSとして提供されているアプリケーションが主体となる。EUは2003年12月に発表した「通信自由化に関する第8次報告書」の中で、欧州の携帯電話利用者がMMSを通じてモバイル・データ通信を実際に経験することにより、利用者の関心が高まり、ひいては3Gへの潜在需要が膨らむことが期待を期待している。

このように、欧州においては、GPRSによるMMSが普及することにより、モバイル・データ通信市場が利用者の間に根付き、早急に普及することが望まれている。

(木庭 治夫)

<文中の換算率>

1ユーロ=127.99円 (2003年2月27日東京の対顧客電信売相場)

<出典・参考文献>

Total Telecom (03.2.11、1.29、1.22、02.8.28、他)

Mobile Communications (03.2.4、他)

T-Mobileのホームページ ([www.t-mobile.de](http://www.t-mobile.de))

Vodafoneのホームページ ([www.vodafone.com](http://www.vodafone.com))

E-Plusのホームページ ([www.e-plus.de](http://www.e-plus.de))

mm02のホームページ ([www.mm02.com](http://www.mm02.com))

NTTドコモのホームページ ([www.nttdocomo.co.jp](http://www.nttdocomo.co.jp))

Reg Tpのホームページ ([www.regtp.de](http://www.regtp.de))

EUのホームページ (<http://europa.eu.int>) 他





# スリランカ

## スリランカの国際通信市場が開放

スリランカ政府は2003年1月下旬、同国の国際通信市場を事業者数無制限で開放すると表明した。2月下旬に約30社が関心表明、3月3日、21社に対して免許が発給された。本件の周辺を概観するとともに、2002年9月に提出された新国家通信政策の概要を紹介する。

(注38)

政府は2003年1月、SLT株の一部をコロンボ証券取引所に放出した(IPO)。SLTは同取引所で時価総額最大である。政府の現在の所有率は49.5%で、NTTコムが35.2%所有している。SLTの国内固定系電話市場シェアは86%、子会社による携帯電話市場シェアが15%である。なお、携帯電話加入数は全国で約70万(2002末)、人口は約2000万、携帯電話普及率は約3.5%である。

(注39)

一例として、スリランカからオーストラリア向けの3分間国際電話料金は2US\$ (約240円)であるが、シンガポールからオーストラリアにかけた場合の2倍である。一部アナリストは2003年内に国際電話料金レベル(発信)が40%下がると見る。

(注40)

SLTの2002年度(1~12月)収益(profits)は、26.9億ルピー(約2780万US\$、33.3億円)で前年比28%増となった。SLTの売り上げ(revenue)に占める国際電話の割合は40%である。一部のアナリストは国内通信料金の変更に加わり、SLTの2003年度収益が半減する可能性もあると見る。なお、スリランカの電気通信市場全体の最近の伸び率は、2002年3Qの対前年同期比で16%強である。

(注41)

免許事業内容等の詳細については、TRCのHP (<http://www.trc.gov.lk/EGOLlicence.pdf>) で参照可能。



KDDI RESEARCH

### 1. 国際通信開放

これまで国際通信はSri Lanka Telecom (以下、SLT) <sup>(注38)</sup> による独占であった。ここに競争状況を導入すべく、規制機関の通信規制委員会 (Telecommunications Regulatory Commission/以下、TRC) は、付与免許数を事前に数量規制することなしに申請受付を開始した。この結果、2003年3月3日、計21社が免許を受けた。免許期間は10年、各社は免許一時金として50,000US\$ (約600万円) を支払う。

21社のなかには、携帯電話最大手のMTN Networks (Telekom Malaysia子会社) やWLL系の固定系事業者Suntel Ltd. (スウェーデンTelia系) が含まれる(末尾事業者一覧参照)。

免許事業内容は、個人・法人のリテール・トラヒックをターゲットとした国際発信サービス、国際着信サービス、国際中継サービスのほか、事業者向けの卸サービスも可能である。

競争導入により、高止まりの国際料金レベル <sup>(注39)</sup> を下げることが主目的である。これに伴い、SLTは減収 <sup>(注40)</sup> が見込まれることに加えて国際からの収入で国内を補っている面があるため、同社には一層の効率化圧力がかかる。

これらの国際事業免許者は、国際伝送路、ケーブル陸揚げ局、衛星地球局、国際ゲートウェイ、付属設備(顧客サポートセンター、請求システム等)を建設、所有、運営、維持することができる <sup>(注41)</sup>。他方、いまのところ国内固定網(WLL等の別途免許分野を除く)の建設所有は認められない。

### 2. 新国家通信政策 (The New National Communications Policy)

スリランカの電気通信主官庁はマスコミュニケーション省 (Ministry of Mass Communication) であるが、通信のみならず放送なども管轄している <sup>(注42)</sup>。通信に関しては、徐々に法定機関 (Statutory Institute) であるTRCに権限を移そうとしている <sup>(注43)</sup>。

なお、スリランカは南アジアの情報流通ハブを目指しており、この点でインドと対抗関係にある。



### ■マスコミュニケーション省の部局と法定機関（参考）

Department of Information  
 Sri Lanka Rupavahini Corporation  
 Independent Television Network Ltd.  
 Sri Lanka Broadcasting Corporation  
 Sri Lanka Press Council  
 Department of the Government Printer  
 State Printing Corporation  
 Sri Lanka Institute of Printers  
 Associated Newspapers of Ceylon Ltd.  
 Salacine Rupavahini Institute  
 Department of Posts  
 Sri Lanka Telecom（最大手通信事業者）  
 Telecommunication Regulatory Commission of Sri Lanka（通信規制委員会）  
 Sri Lanka Telecom Services Ltd.（設備賃借ベースのISP）  
 Department of Telecommunications（電気通信部／2002年9月現在、解散に向かっている）

（出典）同省のHP（[http://www.priu.gov.lk/Ministries/Min\\_MassComm.html](http://www.priu.gov.lk/Ministries/Min_MassComm.html)）

（表注）電気通信のほか、情報、放送、メディア、郵便を含んでいる。

TRCは2002年9月、上述の自身の改革も含む新国家通信政策を提案した。文面を読むと「採用されること」が前提であり、内閣（必要なら国会）に諮られるものと思われるが、基本的にはこの方針に沿って通信行政がなされていくと考えられる。下記はこの方針の幾つかのハイライトである。今般の国際通信の開放は第4項の下線部分を実現するものである。

### ■新国家通信政策のハイライト

- (1) 本政策のビジョン、目的を「市民に対して安価で効率的な通信手段の選択肢を与えること」とする。
- (2) スリランカ情報インフラ（SLII）を構築、発展させる。このためのフォーカスを、IT、メディア、通信、新情報通信技術（インターネット、Eコマース、電子政府等）、の統合（Convergence）に置く。
- (3) TRCの独立性、権限を強める。また、その透明性を高め、作業プロセスのなかに一般を参加させる。組織改正を行い、独立的会計とする。周波数管理機能を強める。
- (4) 通信市場およびその規制を、より自由で技術中立的方向に移行する。事業者が多彩な網を所有し、多彩なサービスを提供することへの規制を少なくする。交換網、専用網の開放を進め、国際通信サービスについては、事前に免許数を制限したり、サービスのタイプを制限することなしに、すみやかに開放する。

（注42）

スリランカはマレーシアなどと同様、通信、メディア、インターネットなどの融合（Convergence）を意識しており、2002年末を目途に新たに融合法（Convergence Act）を発効させるべく進んでいるが、遅れている模様。現在、通信業界を管轄している法律は、1991年発効の通信法を改正した1996年改正通信法（<http://www.trc.gov.lk/telecom1.html>で参照可能）である。

（注43）

TRCについても、広く捉えて省名同様、CRC（Communications Regulatory Commission）に改名する方針である。CRCは、より大きな自治、独立性を与えられ、免許事業者に課せられる料金（fees）をベースとした独立的予算が組まれる予定である。組織や職員の待遇についても民間スタンダードを取り入れる。



KDDI RESEARCH



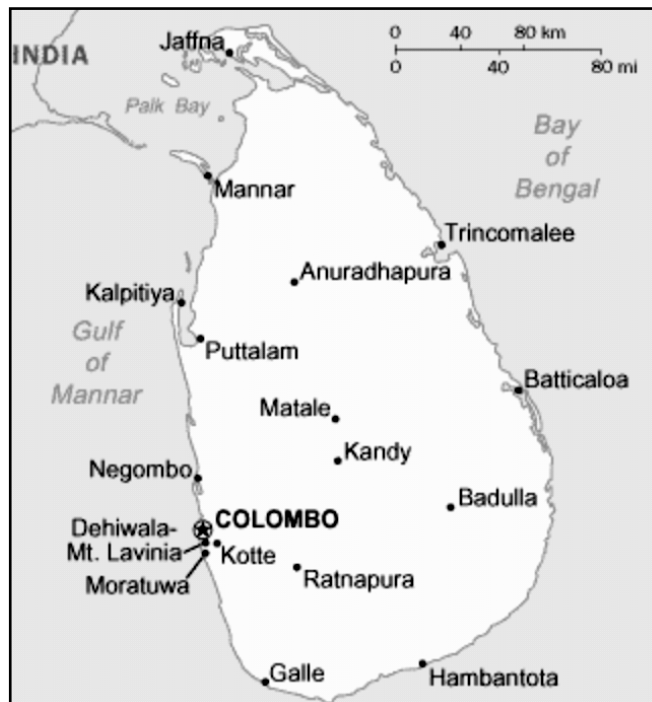
## ●スリランカ

(5) 明確なユニバーサルアクセス政策を確立する。免許事業者によるユニバーサルアクセス実現への寄与を義務化し、事業者が財務寄与する電気通信開発基金（TDF）を設立する。多目的コミュニティ・テレセンター（MCTs）を推進する。

(6) タリフ規制、QoS規制、消費者保護についてはTRCの責務とする。競争サービス（モバイル、インターネット等）のタリフの規制緩和、非規制化、QoS規制の最低限化を進める。

(出典) TRCのHP (<http://www.trc.gov.lk/ncpn.pdf>)

### ■ スリランカ地図



(出典) CIAのHP (<http://www.odci.gov/cia/publications/factbook/geos/ce.html>)

以下に参考までに、TRCの3月4日現在のホームページに掲載されている被免許者一覧情報（免許付与順、公衆電話事業者、ページング事業者、業務用無線事業者を除く）を示す。



KDDI RESEARCH



■表：固定系事業者

事業者名【URL】	免許情報	提供サービス	備考
Sri Lanka Telecom Ltd. 【www.slt.lk】	1991年8月発給 (20年)	国内国際電話、800MHz帯固定WLL、国内国際電報、国際写真電報、国内国際テレックス、データ通信、海事移動体、INMARSAT、IDS (Satnet) 国際TV伝送、国内国際専用線、等	最大手。主要株主：政府（49.5%）、NTTコム（35.2%）
Suntel (Private) Ltd. 【www.suntel.lk】	1996年2月発給 (20年)	WLL技術を用いた次のサービスを提供。固定電話、ファクシミリ、公衆電話、データ通信、ボイスメール	主要株主：Telia Group（スウェーデン）、Metropolitan Group、Townsend Ltd. (HK資本)、IFC（世銀系）、NDB（国家開発銀行）
Lanka Bell (Pvt) Ltd. 【www.lankabell.net】	1996年2月発給 (20年)	同上	主要株主：Trans Asia Telecom of Singapore、Nortel（カナダ）、Asian Infrastructure Development Corporation

■表：携帯電話事業者

事業者名【URL】	免許情報	提供サービス	備考
Lanka Cellular Services (Pvt) Ltd.	1992年2月発給 (20年)	セルラー電話	主要株主：Hutchison Whampoa（香港）
Mobitel (Pvt) Ltd 【www.mobitellanka.com】	1993年2月発給 (7年)	同上	業界2位。Sri Lanka Telecomの100%子会社
Networks (Pvt) Ltd. 【www.dialog.lk】	1993年9月発給 (20年)	同上	最大手。Telekom Malaysiaの100%子会社。ブランド名はDialog
Celltel Lanka Ltd. 【www.celltelnet.lk】	1995年9月発給 (13年)	セルラー電話、ボイスメール、ファクスメール、余剰電波容量の賃貸、公衆電話事業者向けWLL	主要株主：Millicom International Cellular S.A（ルクセンブルク）





## ●スリランカ

■表：データ通信サービス事業者（設備ベース）

事業者	導入状況	導入状況	導入状況
Lanka Communications Services (Pvt) Ltd. 【www.lankacom.net】	1991年7月発給 (20年)	交換・非交換型データ通信、ディレクトリ情報、蓄積交換型FAX、電子メール、ビデオテキスト、付加価値音声	主要株主：Singapore Telecom International
Electroteks (Pvt) Ltd. 【www.ens.lk】	1991年11月発給 (20年)	同上、EDI、データベース設備、テレックス	
SITA 【www.sita.int】	1992年8月発給 (20年)	交換・非交換型データ通信、テレックス、電子メール、航空業界向けデータ処理、SITAFAX	世界の航空、及び関連業界向け通信サービス会社。本社はオランダ
Lanka Internet Services Ltd. 【www.lanka.net】	1994年12月発給 (20年)	蓄積交換型電子メール、インターネット、蓄積交換型FAX、MHS（電子メール⇔ファクス、ファクス⇒ASCII）、インターネットベースのデータベース、テレックス、X.25データ通信、ビデオ会議、付加価値音声	主要株主：Ceylinco Consolidated（地場コングロマリット）、Hughes Escorts Communications（米ヒューズ系）
Ceycom Global Communications Ltd. 【www.ccom.lk】	1995年9月発給 (20年)	交換・非交換型データ通信	
Itmin Ltd. 【www.itmin.com】	1996年6月発給 (20年)	同上	

■表：データ通信サービス事業者、ISP（設備賃借ベース）

事業者【URL】	免許情報	提供サービス	備考
Eureka Online (Pvt) Ltd. 【www.eureka.lk】	1996年8月発給 (10年)	インターネットベースのデータ通信（ISP）	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース
Panka Lanka Networking (Pvt) Ltd. 【www.panlanka.net】	1997年4月発給 (10年)	同上	同上
Millennium Communications (Pvt) Ltd.	1997年8月発給 (10年)	マルチメディア、テレマーケティング、オーディオテキスト、デジタルファクス/同報ファクス、電子メール、インターネット/イントラネット、オンライン情報検索・蓄積、データ通信	その時々においてサービスタイプに関してTRCからの認可が必要
Projects Consultants International	1998年4月発給 (10年)	インターネットベースのデータ通信（ISP）	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース
MTT Networks 【www.mtt.lk】	1998年12月発給 (10年)	交換・非交換型データ通信	同上
DPMC Electronics (Pvt) Ltd. 【www.dpmce.com】	1999年1月発給 (10年)	インターネットベースのデータ通信（ISP）	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース。David Pieris Motor（地場多角化企業）の100%子会社



KDDI RESEARCH





Celltel Lanka Ltd. 【www.celltelnet.lk】	1999年3月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース。主要株主：Millicom International Cellular S.A (ルクセンブルク)
Dynaweb Services (Pvt) Ltd. 【www.dynaweb.lk】	1999年4月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース。技術者等の個人株主が多い模様
Victra-soft (Pvt) Ltd. 【www.vnet.lk】	1999年4月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース
East West Information Systems Ltd. 【www.ewisl.com】	1999年7月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース
Lanka Global Online (Pvt) Ltd. 【www.lgo.lk】	1999年9月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース
Visual Internet (Pvt) Ltd. 【www.visual.lk】	1999年9月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース
Dynanet Ltd. 【www.dynanet.lk】	1999年9月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース。地場コングロマリット IWS Holdings の100%子会社
MTN Networks (Pvt) Ltd. 【www.dialog.lk】	1999年12月発給 (10年)	同上	加入者・アクセスサイト間の通信は賃借ベース。Telekom Malaysia の100%子会社
Metropolitan Telecom Services (Pvt) Ltd. 【www.metropolitan.lk】	2000年1月発給 (10年)	交換・非交換型データ通信	地場系の Metropolitan グループ (創業約40年) の一員
Internet Services Point Lanka (Pvt) Ltd. (ISP Lanka)	2001年6月発給 (10年)	インターネットサービス	
I-Net Corporation (Pvt) Ltd.	2001年6月発給 (10年)	同上	
Sierra Information Technologies Ltd.	2001年6月発給 (10年)	同上	
Inonosphere Lanka (Pvt) Ltd.	2001年6月発給 (10年)	同上	
Sri Lanka Telecom Services (Pvt) Ltd.	2001年8月発給 (10年)	同上	
Tritel Services (Pvt) Ltd.	2001年9月発給 (10年)	同上	
Mobitel (Pvt) Ltd.	2002年2月発給 (10年)	同上	
Sunray Electronics (Pvt) Ltd.	2002年2月発給 (10年)	同上	





## ●スリランカ

■表：専用線サービス提供事業者

事業者【URL】	免許情報	提供サービス	備考
MTT Networks (Pvt) Ltd. 【www.mtt.lk】	1995年5月発給 (20年)	通信／放送事業者向け 回線賃貸	賃借したユーザーは回線の両端に公衆電話交換網を接続して他人の通信を媒介してはならない

(河村 公一郎)

<文中の換算率>

1US\$=119.9円 (2003年2月20日東京市場TTS)

<出典・参考文献>

- ・ 姫野忠氏 (元大明株式会社コロンボ駐在所長、現在スリランカ在住) からの情報
- ・ 通信ビジネス関連情報のサイトTotal Telecom (www.totaltele.com)
- ・ マスコミュニケーション省のHP (http://www.priu.gov.lk/Ministries/Min\_MassComm.html)
- ・ 通信規制委員会 (TRCSL) のHP (www.trc.gov.lk)
- ・ 通信各社のホームページ
- ・ KDD総研R&A (2000年7月号/木庭治夫、スリランカの通信事情)



KDDI RESEARCH



この一冊でアメリカ・ブロードバンドのすべてがわかる日本語報告書！  
 米国在住アナリストによる<in-depth report>の決定版

## 「米国ISP・ブロードバンド概況2002」

米国ISP・ブロードバンド概況  
2002

2002年10月  
ENOTECH Consulting

タイトル	米国ISP・ブロードバンド概況2002		
執筆者	ENOTECH Consulting (海部 美知)		
発行元	ENOTECH Consulting (海部 美知)		
販売元	株式会社KDDI総研		
発行年月	2002年10月	媒体	ペーパー
言語	日本語	頁数	58頁
定価	168,000円 (税込)	送料	無料
■第一部又は第二部のみでの販売もできます。 第一部のみ 88,200円 第二部のみ 99,750円 (税込)			

■内容目次

第一部	バックボーン・ウェブホスティング編	24頁
	第一章 バックボーン系ISPの動向	
	第二章 ウェブホスティングの動向	
	バックボーン系主要事業者概要	
第二部	リテール・ブロードバンド編	34頁
	第三章 リテール系ISPの動向	
	第四章 ブロードバンド	
	第五章 まとめと今後の動き	
	リテール・ブロードバンドISP主要各社概要	

■執筆者経歴 海部美知 (かいふ・みち) ENOTECH Consulting 代表

通信業界を専門とする経営コンサルタント。東京での本田技研海外営業部勤務を経て、1989年より日本電信電話会社のニューヨーク現地法人NTTアメリカにて新事業開発を担当。96年アメリカの移動通信ベンチャー、ネクストウェブ社事業開発部長として、戦略立案や大手電話会社とのパートナー交渉などを担当。98年独立、99年シリコンバレーにてENOTECH Consultingを設立、市場開拓、戦略立案、パートナー交渉などのアドバイスを手がける。一橋大学、スタンフォード経営大学院 (MBA) 卒。

■お申込み方法 <切り取り線>以下を切り取って必要事項を記入の上ファクシミリにてご送付下さい。

----- ✂ ----- <切り取り線> ----- ✂ -----

株式会社KDDI総研 調査部 行 (03-5381-7017)

お申込み人	■ご芳名 (会社名)			様
	■ご住所 〒			
ご担当 (法人)	■ご芳名	電子メール アドレス	@	
	■部署名	お電話 ファックス	( ) ( )	
<input type="checkbox"/> 同時に「KDDI総研R&A」も申し込む (新たに購読を申し込む場合はここをチェックして下さい)				

## 編集後記

■ 若い人が苦もなく虫が動くように携帯でメールを打ちやり取りするのを見ると、もはやこれは生活の一部だと感じますし、ブラウジングやゲームで気分転換したり機体の衣替えをするのを見ると、すでに平成の定着文化だと感じます。決して軽視し得ないものと思われれます。

片手で操る“ケータイ”はどうもアジア人に向くようですが、見ていると日本にいる欧米人も結構親指を動かしています。相手がケータイを使っているため郷に入れば郷に従うということでしょう、十羽ひとからげに欧米人は指の運動神経が弱いとも言えません。

欧米で今のところケータイのような物が蔓延と言えるほどに流行らないのは、文化的背景も強いようです。欧米ではタイプライターが源流の両手両指のキーボード文化が根強いことが、携帯を主に電話用途と意識させている面があるでしょう。他方、アジアにありがちな小物への洒落心、遊び心、ペット心のようなものが、携帯電話に付加価値をつけて“ケータイ”としているようです。

19世紀以降、文化、文明はアジアが欧米から受け入れたものが多いですが、ケータイがどの程度欧米その他に根づくか、ただいま実験中というところでしょう。

■ 本誌ご購入のお申し込みは、電話(03-3347-9139)で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式(メール発信形式)もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：  
<http://www.kddi-ri.jp/>

■ 読者の皆様とのコミュニケーションをより緊密化したいと考えております。本誌の記事について、お問い合わせ、ご意見等をお寄せください。頂いたご意見は、利活用度の高い誌面づくりの参考にさせていただきます。

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

(編集人 河村)

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3  
KDDIビルアネックス4F  
株式会社 ケイディディアイ総研  
調査部 河村宛  
TEL: 03-3347-9127  
FAX: 03-5381-7017  
E-mail: ko-kawamura@kddi-ri.jp

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDDI 総研 **R&A**  
Research Analysis

2003 March



- 発行日 2003年3月20日
- 発行人 押田 裕敬
- 編集人 河村 公一郎
- 発行所 株式会社 KDDI総研  
〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDIビルアネックス4F  
TEL: 03 (3347) 9139 FAX: 03 (5381) 7017
- 年間購読料 30,000円(消費税等・送料込み、日本国内)
- レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■KDDI Deutschland GmbH  
Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany  
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

■KDDI HONG KONG LIMITED  
10/F West, Warwick House, Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong  
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

■眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)  
21-1 Ga Ch'ungmuro, Chunggu, Seoul, Korea  
(Room No. 902, New Bldg Seoul Central Post Office)  
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

■海外新聞普及(株) (OCS)  
〒108-0023 東京都港区芝浦2-9  
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338